

常 備

県営住宅の 住まいのしおり

千 葉 県
千葉県住宅供給公社

県営住宅に入居される皆様へ

千葉県が建設、管理している住宅は、所得の低い方を入居対象とした一般県営住宅及び改良住宅、中堅所得者を入居対象とした特定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅があります。

いずれの住宅も、公営住宅法及び千葉県県営住宅設置管理条例等に基づき設置された県民の大切な財産ですので、一般のアパートや借家等の管理とは異なる点が多くあります。

住宅の使用については、関係法令により様々な制限や皆様に守っていただく義務が規定されています。この「住まいのしおり」は、入居者の方に是非知りたいこと、守っていただきたいこと、また、生活上の注意事項などについて解説したものです。

この冊子を目の届く場所に置いて、入居中の手続きや住宅の修繕等についてわからないことがあったら必ずお読みになるようしてください。

千葉県では、今後ともよりよい県営住宅の改善やサービスの向上に努めてまいりますが、入居者自身で処理していただくこともあります。

入居者の皆様におかれましては住宅や設備等を適切に使用することを心がけ、また、お互いの生活を尊重し、入居者同士助け合って、他人に迷惑をかけずに快適な団地生活をお過ごしくださいようお願いします。

目 次

県営住宅に入居される皆様へ

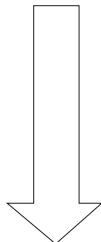
| | |
|-------------------------|----|
| 1 県営住宅管理のしくみ | 1 |
| 2 入居までの手続 | 2 |
| ① 入居までの手続 | 2 |
| ② 入居時の注意 | 3 |
| 3 家 貸 | 4 |
| 3-1 一般県営住宅の家賃 | 4 |
| 3-2 改良住宅の家賃 | 7 |
| 3-3 家賃（住宅使用料）・駐車場使用料の納入 | 10 |
| 3-4 家賃の減免 | 11 |
| 県営住宅使用料収納取扱店一覧表 | 13 |
| 4 手 続 | 14 |
| ① 許可・承認を必要とする手続 | 14 |
| ② 届出を必要とする手続 | 15 |
| ③ 県営住宅駐車場 | 15 |
| ④ 退去 | 17 |
| ⑤ 明渡請求 | 18 |
| ⑥ 立入検査 | 18 |
| 5 共同住宅住まいの心得 | 19 |
| ① 共益費 | 19 |
| ② 住まいの心得 | 19 |
| ③ その他注意していただきたいこと | 21 |
| 6 設備・施設 | 22 |
| ① 電気・水道・ガス・電話 | 22 |
| ② あなたの世帯だけが専用するもの | 28 |
| ③ 県営住宅入居者が共同で使用するもの | 32 |
| ④ 住宅の修繕 | 36 |

| | |
|---------------------|----|
| 7 参 考 | 39 |
| ① 県営住宅退去検査基準 | 39 |
| ② 千葉県県営住宅集会所(室)管理要領 | 41 |
| ③ 結露及びカビ防止 | 43 |
| ④ 電気・水道・ガス各供給業者一覧表 | 44 |
| ⑤ 引越し時の各種届出 | 47 |
| 8 各種様式一覧 | 48 |

1 県営住宅管理のしくみ

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

- 1 条例、規則上の許可、承認に関すること。
- 2 家賃徴収額の決定に関すること。
- 3 県営住宅管理の業務指導に関すること。
- 4 県営住宅・同附属施設の維持管理の指導に関すること。
- 5 退去検査の指導に関すること。
- 6 滞納者の処分に関すること。
- 7 県営住宅の建替え及び住戸改善に関すること。



千葉県住宅供給公社
県営住宅管理部

管理課

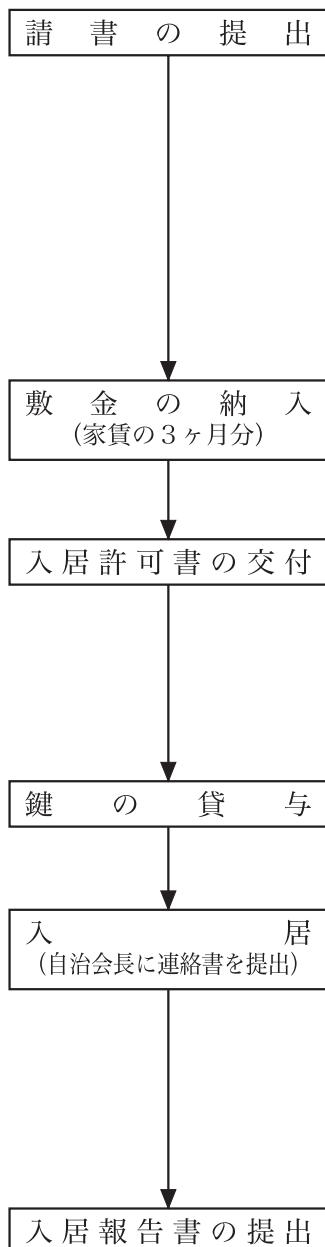
- 1 家賃の収納に関すること。
- 2 各種届出、申請書の住宅課進達に関すること。
- 3 その他一般管理に関すること。
- 4 県営住宅、同附属施設の維持管理に関すること。
- 5 退去検査に関すること。

募集課

- 1 県営住宅の申込みに関すること。

2 入居までの手続

① 入居までの手續



- ※ (うけしょ) 請書は、入居者が県営住宅設置管理条例に定められた条項を確實に励行し、これに違反しないことを誓約する書類で、また、特に債務の負担については連帯保証人が保証することを内容としています。
- ※ 連帯保証人の法律上の責任は重く、住宅の使用につき入居者の債務を連帶して負います。
- 家賃の滞納や、その他損害賠償を引き起こす原因となるような行為のないよう、注意してください。
- ※ 住宅を退去したときは敷金は原則として還付します。なお、敷金には、利子はつきません。
- ※ 入居許可書の交付により、入居許可書に記載されている入居可能日から正式に県営住宅入居者となり、その使用に関する一切の権利義務が生じることになります。この許可書は敷金領収書とともに大切に保管してください。
- ※ 鍵の貸与 (3本を1セットとして貸与)
紛失した時は入居者の費用負担となります。
- ※ 入居は入居許可書に記載されている入居可能日から**15日以内**にしなければなりません。
この期間を経過しますと入居許可を取り消されます。
- ※ 入居時に自治会長に入居についての連絡書 (別紙、提出書類1) を提出していただきます。
- ※ 入居報告書 (別紙、提出書類2) は、入居の日から**15日以内**に提出しなければなりません。 (世帯全員が記載された省略のない住民票 (コピー不可) を添付のこと) ※個人番号、住民票コードは記載しないで下さい。
- ※ ご都合で入居を辞退する場合には、忘れずに辞退 (取消し) の手続きをとってください。
なお、入居可能日から**15日以上**経過した場合は、日割家賃を徴収します。
- 詳しくは直接公社募集課へお問い合わせください。

② 入居時の注意

(1) 電気・水道及びガスの使用申込み…別表「電気・水道・ガス各供給業者一覧表」参照（44～46ページ）

これらの使用申込みは、入居者が直接自分で最寄りの電気・水道及びガス会社の供給業者へ連絡することになっております。申込みの慎重を期するため供給手続などをあらかじめこれらの供給業者に問い合わせてください。

これらの設備工事は、入居者の入居日が一致する場合が多く、混雑が予想されますからあらかじめ時間の割り振りまで打ち合わせておくと便利です。

(2) 引越し

団地内の道路及び住宅付近には、水道管、下水管及びガス管等が埋設されていますので乱暴な乗り入れをしないでください。特に縁石（コンクリートボーダー）内に乗り入れることは絶対にやめてください。破損した場合は、破損者の負担で修復していただきます。

引越しの際、荷造りなどに使用した梱包材料、その他のごみは各自で処理し、団地内には捨てないでください。

なお、新築の場合は、多数の人が日曜、祭日に引越す傾向がありますから混雑を避けるため平日に引越すことをおすすめします。

(3) 住宅の点検確認書（別紙提出書類3・P51）

入居前に住宅を点検し、入居の日から15日以内に住宅諸施設点検確認書を提出してください。（空家住宅の補修は、生活上支障のないよう実施しておりますが、住宅には古いものもありますので、多少の汚れ等は御了承ください。）

補修の必要があれば県の負担において補修します。（入居後に補修の申し出をされても、県の負担で補修できなくなる場合があります。）

引越しの際、ガラスを破損したり、襖を破ったり、あるいは期間経過後に破損などの届出があっても、これらは入居者の負担となります。

(4) 表札

玄関には必ず表札をつけてください。入居者がその住宅に住んでいるという表示ですから、入居後すぐに、名義人御本人の名前をはっきり表示してください。

中高層住宅では、普通郵便は集合郵便箱に配達されます。（速達・書留及び小包は別に各戸に配達されます。）郵便箱には各自の名札を差し込むとともに、鍵をかけて、配達事故防止に心掛けましょう。

(5) 自治会加入

入居後は全員団地自治会に加入し、種々の自治会活動に参加されるようお願いします。

また、共益費の負担についても併せてご確認ください（19ページ参照）。

3 家賃

3-1 一般県営住宅の家賃

① 一般県営住宅の家賃について

一般県営住宅の家賃は次のとおり決定されます。

$$\text{月々の家賃} = \text{①家賃算定基礎額} \times \text{②市町村立地係数} \times \text{③規模係数} \times \\ \text{④経過年数係数} \times \text{⑤利便性係数}$$

1 家賃算定基礎額

入居者の収入に応じて設定される家賃計算の基礎となる金額です。

この金額は毎年度、政令によって定められます。

| 政令月収 | | 家賃算定基礎額 |
|-----------|----------|---------|
| 下限値 | 上限値 | |
| 0円～ | 104,000円 | 34,400円 |
| 104,001円～ | 123,000円 | 39,700円 |
| 123,001円～ | 139,000円 | 45,400円 |
| 139,001円～ | 158,000円 | 51,200円 |
| 158,001円～ | 186,000円 | 58,500円 |
| 186,001円～ | 214,000円 | 67,500円 |
| 214,001円～ | 259,000円 | 79,000円 |
| 259,001円～ | | 91,100円 |

2 市町村立地係数

各市町村の地価状況等を勘案し、政令に基づき国土交通大臣が0.7～1.6までの範囲で、市町村ごとに定める数値のことをいいます。

| 立地係数 | 市町村名 |
|------|------------------------|
| 1.10 | 千葉市・市川市・船橋市 |
| 1.05 | 松戸市・習志野市・柏市・浦安市 |
| 1.00 | 流山市・我孫子市 |
| 0.95 | 木更津市・佐倉市・市原市・鎌ヶ谷市・四街道市 |
| 0.90 | 野田市・成田市・東金市・酒々井町・白井市 |
| 0.85 | 茂原市・袖ヶ浦市 |
| 0.80 | 銚子市・君津市・八街市・いすみ市 |
| 0.75 | 香取市・鴨川市・富津市 |
| 0.70 | 上記以外の市町村 |

3 規模係数

政令に基づき、住戸の床面積（バルコニー部分等を除く住戸専用面積）を65m²で除した数値です。

$$\text{規模係数} = \text{戸当たり住戸専用面積} / 65\text{m}^2$$

4 経過年数係数

政令に基づき、一般県営住宅建設後の経過年数に応じた数式で設定される数値です。

| 地域 | 構造 | 経過年数係数 |
|-----|------|-------------------|
| 全地域 | 木造以外 | 1 - 0.0039 × 経過年数 |
| | 木造 | 1 - 0.0087 × 経過年数 |

5 利便性係数

県が、一般県営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、一般県営住宅の設備その他の当該一般県営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1.3以下で定めます。

- * 以上のように、一般県営住宅の家賃は、入居者の収入やそれぞれの一般県営住宅の条件によって毎年度決定いたします。

② 収入申告について

一般県営住宅の家賃を決定するため、毎年、入居者の方々から収入申告をしていただくことが義務付けられています。

なお、この収入申告がない場合、または書類の不備・不足があった場合は督促状が送られ、その後も提出がない場合は、翌年度からの家賃が、近傍同種の住宅の家賃（民間市場家賃）となります。

※近傍同種の住宅の家賃……民間市場住宅の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める家賃です。

申告方法は下記の通りです。

公社からお送りする『収入申告書』に記入・押印し、所得（課税）証明書または非課税証明書【義務教育を終了した者全員で、記載内容に省略のないもの】を同封して管理課まで送付してください。

申告に基づき、収入認定及び翌年度の家賃月額を記した「収入認定及び家賃通知書」を毎年お送りします。

③ 収入超過者に対する措置

住宅に困っている収入の少ない県民のために安い家賃で利用してもらおうという公営住宅法の趣旨に基づき、一般県営住宅入居者は毎年収入の申告を義務づけられます。

この申告により、認定月額が158,000円を超えるか、かつ入居して3年以上の一般県営住宅入居者は収入超過者と認定され、収入の分位（収入の超過度合い）及び収入超過者となってからの期間に応じて、次の措置がとられます。

（1）加算額の付加

$$\text{収入超過者の家賃} = \text{本来家賃} + \text{加算金} [(\text{近傍同種家賃} - \text{本来家賃}) \times \text{割増率}]$$

| 政令月収 | 収入超過者となってからの期間 | 割増率 |
|------------------|----------------|-----|
| 158,001～186,000円 | 1年目 | 1/5 |
| | 2年目 | 2/5 |
| | 3年目 | 3/5 |
| | 4年目 | 4/5 |
| | 5年目以降 | 1 |
| 186,001～214,000円 | 1年目 | 1/4 |
| | 2年目 | 2/4 |
| | 3年目 | 3/4 |
| | 4年目以降 | 1 |
| 214,001～259,000円 | 1年目 | 1/2 |
| | 2年目以降 | 1 |
| 259,001円以上 | 1年目以降 | 1 |

ただし、政令月収が15万8千円を超え21万4千円以下の場合は、裁量階層に該当する入居者世帯の方は、加算金が付加されず、収入超過者に認定されない場合があります。

（『裁量階層』に関する記載は9ページを参照してください。）

（2）収入超過者通知書の送付と明け渡し義務

収入超過者には、収入認定及び家賃通知書とは別に、収入超過者通知書を送付します。この通知を受けた一般県営住宅入居者の方は、住宅を明け渡すよう努めなければなりません。

なお、収入超過者には、千葉県住宅供給公社の他の賃貸住宅、都市再生機構（UR）等の住宅へのあっせんも行っています。

④ 高額所得者に対する措置

収入超過者の中でも特に高額な所得を有する一般県営住宅入居者に対しては、明渡請求等の措置がとられます。

（1）高額所得者とは

一般県営住宅に入居して5年間経過しており、かつ認定月額が最近2年間連続で、31万3千円を超えている入居者。

ただし、名義人の配偶者以外の親族の収入合算については、その方々の年間所得金額から124万8千円を控除します。

（2）明渡請求の順序

- 高額所得者となる一般県営住宅入居者へは、『高額所得者通知書』をもってその内容を通知します。
- 通知の後、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居あっせんとともに、明渡計画の事情聴取を実施します。
- 明渡請求をする際には、請求を受けてから引越しの準備期間等を考慮して、その請求する日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降を『明渡期限』として定め、その期限までに明渡を完了していただきます。

ただし、請求を受けた後で、名義人及び同居者の病気、災害等の事情で期限までに明け渡しが困難なときは、その申し出により明渡期限を延長する場合もあります。

3-2 改良住宅の家賃

① 改良住宅の家賃について

改良住宅の家賃は、時の経過につれ経済事情、社会事情が変動して当初決定した家賃のままでは、現状に適さなくなる場合があります。

すなわち、建設年度の古い改良住宅の家賃は、建設当時の工事費等が算出の基礎となっているので、その後の建築物価の上昇から見れば著しく低額となっております。

このため改良住宅の維持管理が困難となったり、改良住宅相互間において著しい家賃の不均衡が生じ、新旧家賃の格差に対する社会的不公平が発生します。

また、改良住宅に、一部改築等を加えたときは、従来と比較して住宅の機能が向上しますので、次のような場合には、改良住宅の家賃を変更することになります。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 改良住宅相互間の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 改良住宅について改良等を施したとき。

県内改良住宅一覧表

| 市町村名 | 団地名 | 該当棟・号室 |
|------|---------|--------|
| 市川市 | 国府台県営住宅 | 全て |
| 船橋市 | 二宮県営住宅 | 1棟～4棟 |
| | 南本町県営住宅 | 1棟～2棟 |
| 木更津市 | 住吉県営住宅 | 全て |
| 松戸市 | 胡録台県営住宅 | 全て |
| 習志野市 | 平和県営住宅 | 1棟～2棟 |

② 収入報告について

改良住宅の家賃を決定するのに、入居して3年経過した方々については、毎年、収入報告をしていただきます。

報告方法は下記のとおりです。

公社からお送りする『収入報告書』に記入・押印し、収入を証する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等〔義務教育を終了した者全員で、記載内容に省略のないもの〕）を同封して、公社管理課まで送付してください。

③ 収入基準超過者に対する措置

住宅に困っている収入の少ない県民のために安い家賃で利用してもらおうという住宅地区改良法の趣旨に基づき、改良住宅入居者は毎年収入の報告を義務づけられ、この報告により、月額所得が114,000円を超える、かつ入居して3年以上の改良住宅入居者は、収入基準超過者と認定し、「収入基準超過認定書」が送付され、下記の措置がとられます。

(1) 加算額の付加

改良住宅に入居して3年以上経過し、かつ月額所得が11万4千円を超える入居者については、基本家賃の他に次の表のとおり割増賃料が課せられます。

収入基準超過者に対する家賃＝基本家賃+割増賃料

(基本家賃×率)

| 収入基準超過 | 率 |
|--------------------------|-----|
| 114,000円を超え158,000円以下の場合 | 0.3 |
| 158,000円を超え191,000円以下の場合 | 0.5 |
| 191,000円を超える場合 | 0.8 |

ただし、月額所得が11万4千円を超え13万9千円以下の場合、裁量階層に該当する入居者世帯の方は、割増賃料が付加されず、収入基準超過者に認定されない場合があります。

(『裁量階層』に関する記載は9ページを参照してください。)

(2) 収入基準超過認定書の送付と明け渡し義務

収入基準超過者には、「収入基準超過認定書」を送付します。

そして、この通知を受けた改良住宅入居者の方は、住宅を明け渡すよう努めなければなりません。

なお、収入基準超過者には、千葉県住宅供給公社の他の賃貸住宅、都市再生機構等の住宅へのあっせんも行っております。

*『裁量階層』について

『裁量階層』とは次に掲げる世帯です。

| 該当世帯 | 該当要件 |
|----------------|---|
| 高齢者世帯 | 名義人が60歳以上で、同居者が全員18歳未満又は60歳以上である世帯。 (60歳以上の単身者も該当します。) |
| 障害者世帯 | 名義人又は同居者のなかのどなたかに障害者（以下の条件のいずれかを満たしている障害者）がいる世帯。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、第1級から第4級までのいずれかに該当する身体障害者の方。 ②第1級又は第2級の精神障害者又は同程度の障害と認められる知的障害者の方。 |
| 戦傷病者世帯 | 名義人又は同居者のなかのどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までのいずれかに該当する方、もしくは同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方がいる世帯。 |
| 被爆者世帯 | 名義人又は同居者のなかのどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。 |
| 海外引揚者世帯 | 名義人又は同居者のなかのどなたかが海外からの引揚者で、かつ本邦に引き揚げてから5年以内の方がいる世帯。 |
| ハンセン病療養所入所者等世帯 | 名義人又は同居者のなかのどなたかが、国立ハンセン病療養所その他平成13年度厚生労働省告示第224号において厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた世帯。 |
| 子育て世帯 | 同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯。 |

3-3 家賃（住宅使用料）・駐車場使用料の納入

県営住宅の家賃（住宅使用料）・駐車場使用料は、基本的に口座振替で納入願います。

(1) 口座振替開始のための手続

『県営住宅使用料（住宅・駐車場）預金口座振替依頼書』に必要事項を記入し、直接振替予定の金融機関の窓口に提出してください。

金融機関の窓口で上記依頼書全てを受け取りましたら手続は終了です。

まれに手続をした金融機関で**2枚目の用紙『口座振替納付届』**を入居者にお返ししてしまう場合があります。その際は、大変お手数ですが、返されました上記届出用紙を県営住宅管理部管理課に送付願います。

2枚目の「口座振替納付届」が公社に届き次第登録手続をします。その後、入居者には、口座振替開始月及び登録内容等を記した「口座取扱い通知」を郵送しますのでご確認ください。

※ 金融機関から返されました届出用紙を入居者がお持ちのままで、口座振替ができませんのでご注意ください。

(2) 口座振替による納入

千葉県が、毎月、各入居者の家賃（住宅使用料）・駐車場使用料の振替データを直接、金融機関に送付し、入居者から振替依頼のあった指定口座から毎月末日に自動的に引き落としされます。

ただし、月末日に振替予定口座が預金不足になりますと、翌日入金しても再度の引き落としされませんので、翌月15日までにお手元に郵送される『督促状』を金融機関に持参して納入してください。

※口座振替日……家賃（住宅使用料）・駐車場使用料の納期限である毎月末日です。

なお、月末日が土・日曜日または休祭日にあたる場合は、金融機関の翌営業日となりますので、ご注意ください。

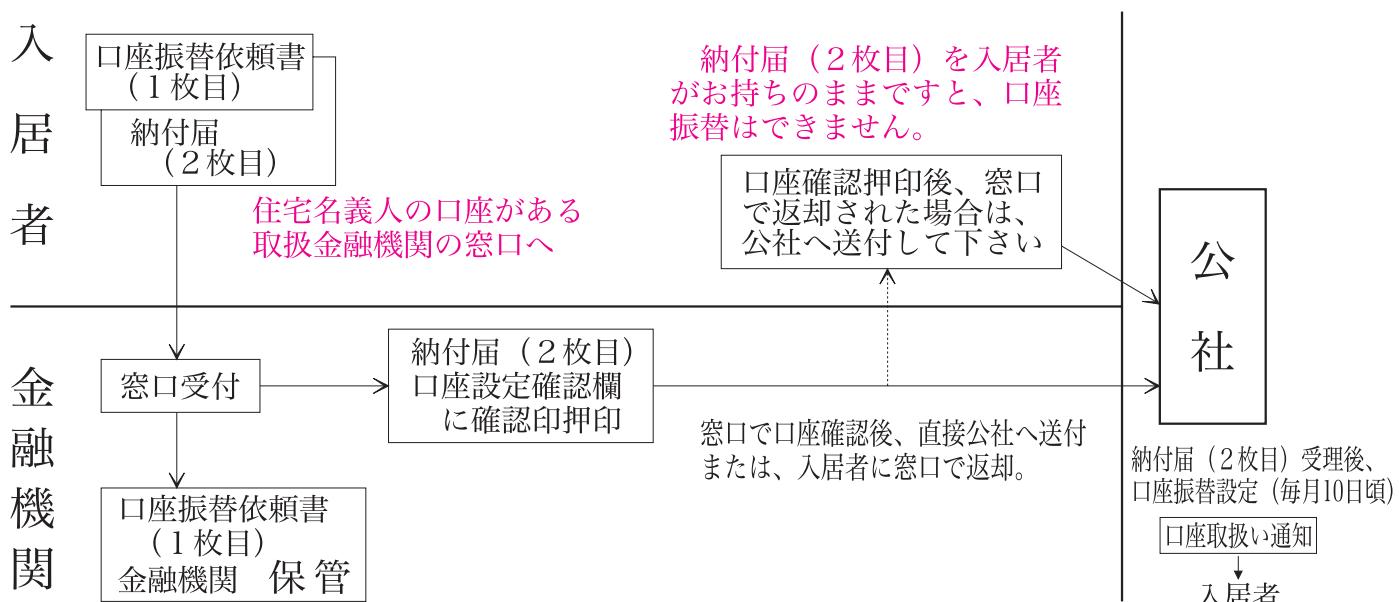
※領収書……原則として領収書は発行せず、預金通帳の記帳でご確認いただきます。

(3) 振替口座及び金融機関の変更

振替口座や金融機関を変更する場合にも、『県営住宅（住宅・駐車場）預金口座振替依頼書』にて上記と同じ手続をとってください。

※ 名義変更の手続の方は、口座振替はできませんので、郵送される『納入通知書』により指定金融機関の窓口にて直接納入してください。

＜口座振替開始手続の仕方＞



(4) 口座振替による納入の取り消し（申請書P62）

『口座振替取消届』に必要事項を記入し、公社に提出してください。

口座振替による納入が停止されると、お手もとに「納入通知」が送付されますので、毎月末日までに千葉県指定金融機関等へ持参して納入してください。

なお、口座振替の停止時期は、手続きの時期により翌月分以降となる場合がありますので、ご了承ください。

(5) 納入通知書による納入

(ア) 毎月末日までにお手もとに郵送される「納入通知」を千葉県指定金融機関等へ持参して納入してください。（ただし、納期限後でも金融機関で取り扱います。）

納入通知書を紛失した場合は、公社に連絡して再交付を受けてください。

(イ) 家賃・駐車場使用料を期限内（その月の末日）に納入しない入居者については、翌月25日頃督促状が送られます。

この用紙により納入することもできます。

(6) 日割家賃の納入

月の中途で退去する場合の日割家賃の納入については、敷金から充当または日割家賃納入通知書により納入するようになります。

(7) 家賃（住宅使用料）の滞納について

家賃を3ヶ月以上滞納すると入居許可の取消し、連帯保証人への家賃支払督促・請求、住宅の明け渡し訴訟、強制執行（強制退去）などの厳しい措置をとることになりますので、毎月の家賃納入を怠らないよう十分ご留意ください。

・滞納に関する相談先…千葉県住宅課滞納対策班 TEL：043-223-3230

・生活困窮については、お住まいの地域の役所へご相談ください。

3-4 家賃の減免

1. 減免制度について

千葉県では、県営住宅の入居者の世帯収入が著しく低い場合や、失職や病気又は災害等により、収入が著しく下がった場合などの理由で、家賃の支払いが困難と認められる場合に、期間を定めて家賃を減額する制度を設けています。

2. 減免取り扱い基準の内容

(1) 入居者及び同居者の収入月額が、次の各基準の範囲内であれば、各々の減額率が適用されます。

なお、同一世帯で複数の方に収入があれば全て合算となります。

| 収入月額 | 減額率 |
|-----------------|-----|
| 50,001円～67,000円 | 20% |
| 37,001円～50,000円 | 40% |
| 25,001円～37,000円 | 60% |
| 0円～25,000円 | 80% |

※この減免制度においての「収入月額」とは、世帯の合算年収から、所得税法上の所得控除を行い所得額を算出し、さらに公営住宅法の定める各種控除を行った額を12ヶ月で除した額をいいます。

ただし、減免制度においては、課税所得のほか、非課税所得（遺族恩給及び年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当など）も収入に含みます。

なお、生活保護において、家賃額が全額支給されている世帯は減免申請はできません。

(2) 次の場合には、収入月額が67,001円以上でも各々の減額率が適用されます。

(ア) 入居者又は同居者が、次に掲げる者に該当し、その収入月額が 158,000 円以下の場合
.....50%

①身体障害者（1級・2級）に該当する障害を有する者。

②精神障害者（1級）に該当する障害を有する者。

③重度の知的障害者と判定された者。

④戦傷病者（特別項症から第3項症）の障害を有する者。

⑤常時就床状況にある65歳以上の老人で介護を必要とする者。

(イ) 入居者又は同居者が、次に掲げる者に該当し、その収入月額が 104,000 円以下の場合
.....20%

①身体障害者（3級・4級）に該当する障害を有する者。

②精神障害者（2級）に該当する障害を有する者。

③中度の知的障害者と判定された者。

④戦傷病者（第4項症から第6項症）の障害を有する者。

⑤乳幼児・児童・生徒（専修又は各種学校に就学している未成年者を含む）を扶養し、配偶者のない者。

⑥入居者が60歳以上で、同居親族の全てが次の何れかに該当する者。

・配偶者

・乳幼児・児童・生徒（専修又は各種学校に就学している未成年者を含む）

・60歳以上の者

(3) 前記(1)と(2)は、併せて適用はされません。

(4) 家賃の減免期間は**1年以内**とします。なお、減免期間は、**申請により更新**することができます。

3. 申請方法

県営住宅家賃減免申請書（P64）及び誓約書のほか、次のような各々の状況が確認できる書類を添えて提出してください。（申請者の減免事由により、必要となる添付書類は異なりますので、必ず事前に千葉県住宅供給公社へお問い合わせください。）

(1) 居住状況を確認できる書類（住民票）

(2) 収入状況（給与証明書、取支明細書、年金証書、所得証明書（確定申告をしている方のうち、純損失及び雑損失の繰越控除がある方は、別途提出書類がありますので、ご相談ください。）、非課税証明書、公的年金通知書、児童扶養手当証書等）

(3) 就労状況を確認できる書類（退職証明書、離職票、在職証明書、雇用証明書等）

(4) 疾病が原因の場合（診断書）

(5) 被災が原因の場合（被災証明書等）

(6) 障害者認定の場合（障害者手帳等）など。

*詳しくは、直接公社管理課へお問い合わせください。

県営住宅使用料収納取扱店一覧表

1. 県営住宅使用料の納入方法

下記の金融機関にて、口座自動振替と窓口にて納入する方法とがありますが、口座自動振替を希望される方は、口座振替納付届を持参のうえ各金融機関窓口で契約してください。

なお、口座自動振替契約をなされていても、振替開始は申し込みの時期により翌月分以降となる場合がありますのでご了承ください。

また※印の金融機関においては、口座自動振替が受付出来ませんのでご注意ください。

2. 取扱い金融機関

① 本店及び支店で取扱い可能な金融機関

| | | | |
|---------|---|---|--|
| 銀 行 | 千葉銀行 みずほ銀行 りそな銀行 筑波銀行 東日本銀行 | 千葉興業銀行 三井住友銀行 群馬銀行 きらぼし銀行 | 京葉銀行 三菱UFJ銀行 常陽銀行 東京スター銀行 |
| 信 託 銀 行 | 三菱UFJ信託銀行 | ※みずほ信託銀行 | 三井住友信託銀行 |
| 労 働 金 庫 | 中央労働金庫 | | |
| 中 央 金 庫 | ※商工組合中央金庫 | | |
| 信 用 金 庫 | 千葉信用金庫 佐原信用金庫 朝日信用金庫 東京シティ信用金庫 城北信用金庫 | 銚子信用金庫 館山信用金庫 水戸信用金庫 ※東栄信用金庫 | 東京ベイ信用金庫 東京東信用金庫 亀有信用金庫 ※小松川信用金庫 |
| 信 用 組 合 | 銚子商工信用組合 | 房総信用組合 | 君津信用組合 |
| 協 同 組 合 | 木更津市農業協同組合 ※とうかつ中央農業協同組合 ※富里市農業協同組合 長生農業協同組合 君津市農業協同組合 ※いすみ農業協同組合 千葉みらい農業協同組合 | ※八千代市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合 ※佐原農業協同組合 市原市農業協同組合 ※山武郡市農業協同組合 ちばみどり農業協同組合 千葉県信用漁業協同組合連合会 | ※市川市農業協同組合 成田市農業協同組合 ※多古町農業協同組合 西印旛農業協同組合 安房農業協同組合 ※かとり農業協同組合 |

② 千葉県内の支店のみで取扱い可能な金融機関

| | |
|---------|---------------------|
| 銀 行 | ※あおぞら銀行 |
| 信 用 組 合 | 横浜幸銀信用組合 ※ハナ信用組合 |
| 中 央 金 庫 | ※農林中央金庫 |

4 手 続

*家賃に影響することもあります。必ず適切な手続きを行ってください。

① 許可・承認を必要とする手続

次の各種手続は、すべて知事・公社理事長の許可又は承認が必要です。手続をするときは、あらかじめ公社に関係書類を問合せのうえ、別添申請書に必要書類（コピー不可）を添付し提出してください。※申請の際には必ず公社へお問合せください。

(1) 連帯保証人の変更等（申請書P63）

入居者が都合により連帯保証人を変更するときは、公社に連絡のうえ連帯保証人変更届に請書・保証意思の確認書・印鑑証明・収入証明を添えて知事・公社理事長に提出し、その許可を受けてください。また、連帯保証人の住所等登録事項に変更が生じた場合も、公社へ連絡のうえ手続してください。

(2) しょうけい承継入居(名義変更)（申請書P57）

名義人が同居の親族を残して死亡または退去した場合で、同居の親族が引き続いて県営住宅を使用しようとするときは、承継入居の申請書に関係書類を添えて承継事由発生後30日以内に申請してください。承認後は連帯保証人を定めて請書他必要書類を提出していただきます。

なお、承継申請できる方は、名義人の同居者である配偶者及び特に居住の安定を図る必要がある方（高齢者・生活保護受給者・母子世帯・父子世帯・障害者等）に限られています。

(3) 同居（申請書P58）

入居者が入居後において親族を同居させようとするときは、公社に連絡のうえ同居承認申請書に関係書類を添えて申請してください。

ただし、入居後1年未満は原則として同居は認められません。

(4) 住宅の模様替・増築等（申請書P55及び承認願P56）

県営住宅の模様替・増築（居室の増築は認められない。）については、住宅の保全や団地の美観上厳格な基準があります。

模様替・増築は退去の際、原状に復す条件で許可されます。（撤去費及び原状復旧費は自己負担です）

また、防犯対策として玄関扉に、もうひとつの錠（補助錠）を自己負担で取付けられます。補助錠を設置した場合は、原状回復の必要はありません。（退去時に補助錠と鍵の権利を放棄していただきます。）なお、許可なくこれらの行為をすることは、堅く禁止します。

◎増築承認等の範囲

①補助錠設置の場合

- ・補助錠の取付け位置は、原則として玄関扉ドアノブから20cm下側とする。
- ・取付ける補助錠は、ドアノブのない補助錠（本締錠）とする。
- ・補助錠の製品は、美和ロック（株）製・U9シリンダーを使用すること。

②準耐火構造平屋建同2階建の場合

ア 南庭へ独立した物置を増築する場合

- ・増築面積は5平方メートル（1.5坪）以内

- ・増築建物の最高高さ2.6メートル以内
- イ 住宅に接して霜除け、テラス、濡れ縁を増築する場合（ただし南庭側）
 - ・直接住宅に釘打ちしないで別に柱を建てること。
 - ・増築面積は5平方メートル（1.5坪）以内
 - ・増築建物の最高高さ2.6メートル以内
 - ・住宅の床下換気を妨げないこと。
 - ・居室の増築をしないこと。
- 注) 増築面積は、ア、イの重複増築であっても合計5平方メートル以内とする。
- ウ 次の増築物は認めておりません。
 - ・屋根上及び2階手すり部分等の物干し場の設置
 - ・屋根上の温水器、アマチュア無線等
 - ・鶏、はと、犬小屋等その他の動物小屋の設置
 - ・門、塀、柵等の設置

(5) 住宅の用途変更

住宅の一部でも住宅以外の用途に使用することは堅く禁止されています。しかし、その県営住宅に入居している身体障害者があん摩、はり、きゅうなど営業を行うことを希望するときは、管理上支障がないと認められる場合に限り、例外的に認められます。

② 届出を必要とする手続

次の届出等についてはずみやかに提出してください。別途届出用紙に記入のうえ必要書類（コピー不可）を添付し、公社に提出してください。

(1) 異動届（申請書P52）

入居者は、その同居の世帯員に死亡、転出、出生等で異動が生じた場合は、その都度異動したことを証する書類（居住している方の本籍、続柄等が記載された世帯全員の住民票及び異動のあった方の住民票の除票又は転出先の住民票）を添えて異動届を提出してください。（戸籍謄本が必要な場合あり）

(2) 改姓届（申請書P54）

入居者が結婚等により姓が変わった場合は、それを証明する書類（戸籍謄本）を添えて改姓届を提出してください。

(3) 使用中断届（申請書P53）

入居者が、長期入院等でその住宅を引き続いて15日以上使用しないときは、使用中断届を事前に提出してください。

③ 県営住宅駐車場

（1）有料駐車場（県営）

下記一覧表に記載された県営住宅については、県営の有料駐車場です。

駐車場使用申込みをされる方は、『住まいのしおりP59』又は自治会に備付けの駐車場使用申込書に必要事項を記入・押印のうえ『自動車検査証の写し』を添え自治会に提出し、使用区画の割り当てを受けてください。審査終了後、駐車場許可書ならびに駐車票を発行いたします。使用許可日は毎月初日となります。

また、許可後駐車場使用料を3ヶ月分以上滞納すると、使用許可取消しとなります。毎月の支払いが滞らないよう、計画的に使用してください。

(1) 駐車場を使用することができる者

県営住宅の入居者又は許可された同居者で、自ら駐車場を使用する者。

(2) 駐車できる自動車

自家用車であり、小型自動車・軽自動車及び普通自動車（長さ4.9m・幅1.8m以下）のものです。

(3) 許可台数

1世帯につき1台です。ただし、条件付きで2台目の使用を認めます。

(4) 申込みのできない者

例として、

- ・同居の承認を受けずに同居させている場合。
- ・名義人が転出等をしているのに承継の承認を受けていない場合。
- ・家賃を3ヶ月以上滞納している場合。
- ・正当な理由無しに15日以上住宅を使用していない場合。
- ・所有者が名義人又は許可された同居者でない場合。

(5) 使用料の減免

下記に該当する者又はその者を介護する者で、家賃及び駐車場使用料を滞納していない者には、使用料を減額する措置があります。申請についてはお問い合わせ下さい。

①身体障害者手帳の交付を受けている者で、1級から4級のいずれかに該当する障害を有する者。

②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、1級又は2級に該当する障害を有する者。

③児童相談所、精神保健センター、精神科医療センター及び精神保健指定医により重度（A）又は中度（B1）の知的障害者と判定された者。

④戦傷病者手帳の交付を受けている者で、特別項症から第6項症までのいずれかに該当する障害を有する者。

(6) 車両を変更した場合及び駐車区画を変更する場合

駐車場使用変更届（住まいのしおりP61）に必要事項を記入・押印のうえ『自動車車検証の写し』を添え、自治会に提出してください。区画を変更する場合にも駐車場使用変更届の提出が必要です。その場合は、理由欄に「区画変更」と記入し、新旧の区画を記入して届出してください。

(7) 駐車場使用を止める場合

駐車場使用返還届（住まいのしおりP60）に必要事項を記入・押印のうえ『駐車票』を添え、公社に提出してください。駐車場は月極めですので、使用料の日割り計算はできません。返還日は月末となりますので、返還日前に提出してください。

※自動車保管場所利用承諾書について（通称：車庫証明書）

すべて自治会・自動車管理組合が発行しておりますので、承諾印をもらってください。

| 団地名 | 月額使用料(円) | 団地名 | 月額使用料(円) |
|-------|----------|-----|----------|
| 松波 | 6,500 | 作草部 | 4,500 |
| 弥生 | 5,500 | 轟 | 5,000 |
| 園生 | 4,500 | 天台 | 6,000 |
| 海浜検見川 | 6,000 | 検見川 | 6,000 |
| 幕張 | 6,000 | 幕張東 | 6,000 |
| 海浜幕張 | 5,500 | 千葉寺 | 3,500 |
| 千葉寺第2 | 3,500 | 小倉 | 3,000 |
| 千城台西 | 4,000 | 祐光 | 6,000 |

| 団地名 | 月額使用料(円) | 団地名 | 月額使用料(円) |
|-------|----------|--------|----------|
| みつわ台 | 4,500 | 東寺山第2 | 2,500 |
| 市川柏井 | 3,500 | 市川柏井第二 | 5,000 |
| 海神 | 5,500 | 薬円台 | 4,500 |
| 八木が谷 | 4,500 | 八木が谷第二 | 4,500 |
| 清見台 | 2,500 | 六高台 | 3,000 |
| 金ヶ作 | 5,000 | 野田山崎 | 3,000 |
| 成田第一 | 3,000 | 成田第二 | 3,000 |
| 成田第四 | 3,000 | 成田第五 | 3,000 |
| 三里塚 | 2,000 | 実糀 | 4,500 |
| 大久保 | 4,500 | 平和 | 4,500 |
| 香澄 | 5,500 | 柏逆井 | 2,000 |
| 五所 | 5,000 | 初富 | 4,000 |
| 鎌ヶ谷井草 | 4,000 | 鎌ヶ谷四本樋 | 3,500 |
| 北子安 | 2,000 | 杔師 | 2,500 |
| 杔師第二 | 3,500 | 富津 | 1,500 |
| 浦安堀江 | 8,500 | 浦安高洲 | 7,000 |
| 沼南高柳 | 3,000 | 一宮船頭給 | 2,500 |
| 蔵波 | 3,500 | 長浦 | 3,000 |

(2) 敷地利用駐車場（自治会・自動車管理組合運営）

上記以外の県営住宅の入居者で駐車場のご利用を希望の方は、各自治会・自動車管理組合へ問合せおよび申込み手続きを行ってください。団地によって異なりますが、自治会・自動車管理組合で定めた駐車場利用料金がかかる場合があります。

④ 退去

県営住宅を無断で退去することはできません。

県営住宅を退去されると、県では、次の入居者ができるだけ早く、かつ快適に生活できるよういろいろと取り決めをしております。

(1) 退去届(申請書P65)

退去届は退去する日の7日前までに公社に提出してください。（できるだけ早めに提出してください。）

もし、提出が遅れますと、退去者に不利になることがありますから注意してください。

また、退去時に滞納家賃等がある場合、担当徴収員と連絡をとってください。

(2) 補修箇所の点検及び補修方法

ア 退去届が届いてから、公社職員が補修箇所の点検に行きますので、立ち会ってください。（日時等は必ず連絡します。）

イ 点検時に「県営住宅退去検査基準」(39ページ参照)に基づき、退去住宅検査補修調書(補修内容記載)をお渡ししますので、補修期限までに補修してください。

畳表の取り替えや襖の張替えなどは、入居者（退去者）の負担となっております。

(3) 補修費の支払い

退去する方が直接補修業者に全額支払ってください。なお、紹介業者に依頼される方は県でお預かりしている敷金を補修費の支払いに充当できます。この場合、充当額は未納家賃等を差し引いた残金となりますので、補修費との差額を紹介業者に支払ってください。

(4) 補修完了確認検査

補修が完了しましたら、公社職員が確認の検査に行きますので、補修業者とともに立ち会ってください。補修が不備の場合は、再度補修をしてもらいます。

なお、紹介業者に依頼された方は、立ち会われる必要はありません。

(5) 家賃

家賃は完納してから退去してください。退去月の日割の家賃は敷金から充当するこ
ともできますが、充当しても不足金がある場合は指定する方法により、納付してください。

(6) 敷金の還付

退去補修が完了したことを確認した上、未納家賃等を差し引き、残額を還付します。

なお、紹介業者に補修を依頼された方には、補修費の支払いに充当します。

(7) 電気・水道・ガスの停止届及び精算

電気・水道・ガスの停止届及び精算は、退去者の責任においてそれぞれの営業所等へ
必ず手続きをしてください。(すべての元栓は必ず閉めてください。)

(8) 自治会への届出

自治会へ退去することを連絡して(退去届右上らんに必ず押印をもらうこと)、共益費、
自治会費等を清算してください。

(9) 清掃の実施

住宅内外の清掃、特にガス台周囲、換気扇の内部・外部、洗面所、ベランダ等の清掃
をしてください。

(10) 鍵の返還

鍵は、退去検査時に3本とも公社職員にお返しください。(3本セットでないときは自
費負担となることがあります。)

また、補助錠を設置した場合は、補助錠の鍵も公社職員にお渡しください。

(11) その他

市町村役場等への届出も忘れずに行ってください。

⑤ 明渡請求

県営住宅の入居者は、次のような場合、明渡請求を受けることになりますので、このよう
なことのないよう十分御注意ください。

なお、高額所得者に対する明渡請求については、6ページをご覧ください。

ア 不正の行為により入居したとき。

イ 3ヶ月以上家賃を滞納したとき。

ウ 届出なく15日以上県営住宅を使用しないとき。

エ 県営住宅又は共同施設をみだりに破損したとき。

オ 千葉県県営住宅設置管理条例等又はこれに基づく知事の指示命令に違反したとき。

⑥ 立入検査

知事が県営住宅の管理上必要があると認めるときは、知事が指定した職員が立ち入り検査
を行いますから御了承ください。

5 共同住宅住まいの心得

① 共益費

県営住宅でも一般の住宅と同様に共同生活していくうえで、**当然入居者が維持管理をしてその費用を自治会などをとおして入居者で支払うものです。**その費用は次のとおりです。

ア 電気料金

外灯、階段灯、廊下灯、集会所又は集会室、受水槽（高架水槽）、浄化槽、エレベーター
その他共同施設の電気料金

イ 上記の各電球、蛍光灯、笠等の交換及び外灯の増設に要する費用

ウ 集会所又は集会室のガス及び上下水道料金

エ 中高層住宅の共同水道料

オ 共同水栓、パッキング等の修理費

カ ためます、U字溝及び下水管等の清掃の費用

キ 浄化槽、エレベーターの維持管理に伴う点検費用の負担

ク 浄化槽の消毒及び清掃

また、次の共同施設等についても入居者（自治会）で維持管理していただきます。

集 会 所…住宅部分と同じ扱いとする。

自 転 車 置 場…維持修繕、ただし、屋根の修理を除く。

樹 木 ・ 芝…樹木の整枝、消毒、芝の手入れ、雑草の刈り取り、生垣等の維持管理
(各戸庭付住宅)。

屋 外 排 水 溝…U字溝の蓋の破損取替え（階段室前を除く）、排水ますの蓋の破損取替え、
U字溝・ためます 各施設の清掃および消毒（団地内排水本管の定期的クリーニングは除く）。

② 住まいの心得

(1) 防 犯

住宅が耐火造りであり、堅固なドアがあるとか、隣り近所の目が多いとかということでお心配しないで玄関や窓の戸締りを忘れたり洗濯物を夜通し干し放しにしないでください。団地で起こる犯罪には空巣、忍び込みや痴漢などによるものが多いようですから次のこと気につけましょう。

- ・のぞき窓を活用したり、ドアチェーンを使用すること。
- ・平素から隣り近所との連絡を密接にしておくこと。
- ・外出のときは隣り近所に留守をお願いすること。
- ・エレベーターは、婦人、子供の夜間利用を避け、また見知らぬ人の出入りには特に気をつけてください。
- ・非常の場合には、エレベーター内の防犯ベルを押してください。

(2) 防 災

ア 火 事

近所から火事が起きたときは居室や出入口の戸を締めて火や煙が室内に入らないようにし、至急避難し119番へ通報してください。中高層住宅のバルコニー(ベランダ)に設置されている避難用マンホールや仕切板の近くには、非常の場合に備え、絶対に物を置かないでください。なお、上階に避難用マンホールがある場合は、緊急時の避難梯子の降下に支障のない様、真下に物を置かないでください。(特に物干竿の扱いには細心の注意を払ってください。)

また、階段室や通路に設置されている消火器の前に、絶対に物を置かないでください。入居者の過失により失火した場合は原状回復、損害賠償、住宅の明渡しなどの措置を受けることになり、また近所の方に迷惑を及ぼすことにもなりますから、日ごろから火災予防にはくれぐれも気をつけてください。防火上、室内のカーテンは防炎カーテンをつけてください。とくに高層住宅には必ず防炎カーテンをつけてください。

イ 地 震

中高層耐火住宅の場合でも相当揺れます。階層の上ほどその揺れ方は大きいものです。あわてて廊下や階段に飛び出したりとかえって危険です。

大きな地震のときは、まず火元を消して落ち着いて行動することが大切です。

ウ 台 風

中高層住宅ではベランダの排水口が詰まらないようあらかじめよく清掃してください。非常用に飲料水の汲み置きをし、ビニールシート、針金、懐中電灯などを準備しておきたいものです。

風雨が強い場合は、窓、出入口の建具の隙間から雨水が浸入することがありますので、木製建具の場合はもちろん、鋼製、アルミ製建具の場合でも敷居部分に雑巾や布巾を詰め込んで敷居の上端から雨水が室内に浸入したりあふれたりすることを防いでください。

③ その他注意していただきたいこと

(1) 室内衛生

- 準耐火住宅や耐火住宅は、梅雨や冬になると壁に水滴が生じる場合があり、放っておくとカビが生えることがあります。天気のよい日には窓を開け、特に北側の部屋、押入れは風通しを良くして乾燥させてください。
- ガス・石油ストーブを使用する時は、特に一酸化炭素中毒に注意してください。
- 畳床は、長い間にはこりを吸い、湿気を帯びてくるものですから、年に一度は畳を上げ日光に当て、よく乾燥させてください。

(2) 騒音の制限

他の入居者に迷惑となるような騒音の発生はご遠慮願います。ステレオ、オートバイなどの騒音及び酒に酔っての大声ならびに生活騒音などは十分注意してください。

(3) 動物の飼育制限

小鳥、魚（金魚等）類を少し飼うことは差支えありませんが、犬、猫、鶏、鳩、その他他人に不快の念を抱かせる動物の飼育は、他人に迷惑になりますからやめてください。

また、野良猫や犬、鳥といった動物に敷地内でエサやりをすることも、ふん尿被害の元になりますからやめてください。

新しく入居される方でこれらの動物を飼っている方は、さぞ愛着の情を絶ち難いと思いますが、入居前に必ず他へ譲る等の措置をしてください。

(4) 自動車の保管場所及び駐車

自動車を保有する方が増えておりますが、県営住宅においては、通路、広場、緑地など共同で使用する場所は、自動車の保管場所として使用することができないほか、駐車も禁止されています。

なお、違法駐車の防止と住居環境の保全を図るため多くの県営住宅においては、「千葉県県営住宅敷地内自動車保管場所に関する取扱要綱」に定められた範囲内で、入居者で組織されている自動車保管場所管理組合に対して、利用承認をしています。

また、一部の県営住宅においては、駐車場を使用するには知事の許可が必要であり、有料となっています。

なお、詳しい手続き等は公社管理課へお尋ねください。

6 設 備 ・ 施 設

① 電気・水道・ガス・電話

(1) 電 気

ア 電気の使用開始について

電気使用開始通知状に必要事項を記入して東京電力(株)の各支社・営業センターに提出、または、東京電力以外の電力供給事業者に申込みをしてください。(電気のブレーカーを上げただけでは、電気は使用できない場合がありますので、事前に申込みをお願いします。)

イ 使用について

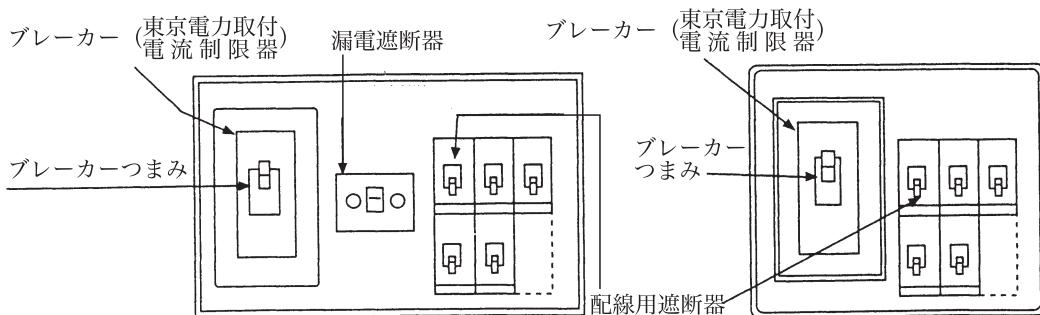
分電盤には、一定以上の電流が流れると自動的にスイッチが切れるブレーカーが取り付けてあります(下図参照)。一時にたくさんの電気器具を使用して、契約電力(アンペア)を超えると、自動的にその住宅だけが停電になります。その時は、今すぐに必要でない電気器具をはずして、ブレーカーのつまみを上に動かすと再び送電されます。それでもだめな時は、**公社指定修理業者**(別紙)の電気業者と相談してください。

漏電遮断器が設置してある場合は漏電により漏電遮断器が作動して停電となることがあります。その場合は次の手順で復旧してください。

1. 漏電遮断器が下りているのを確認
2. 配線用遮断器は全部切っておく
3. ブレーカーが入っていることを確認
4. 漏電遮断器を「入」にする
5. 配線用遮断器をひとつずつ「入」にしていく

5で、再び漏電遮断器が作動した時は、その回路が漏電です。その回路のコンセント使用器具が正常な場合は、その回路の配線用遮断器を切り、他の回路だけを使用してください。上記故障の場合は**公社指定修理業者**(別紙)へ連絡してください。

戸 別 分 電 盤



- 各戸には電力量（契約アンペア数）が規定されていますので、規定以上の電気は使用しないでください。
- 自分の家の電力量（契約アンペア数）は下記の表を参考に算出してください。ルームクーラー等取り付けのため電気量がオーバーする時は契約している電力供給事業者と契約アンペア数の変更をしてください。アンペアの変更は契約をしている電力供給事業者に連絡して下さい。（ただし一部新築住宅を除き30アンペアまでです）

電気器具とアンペア数

| 器 具 | 電流（アンペア） |
|-----------------------|--------------------|
| インバーターエアコン (7~10畳) | 最大時 暖房13 冷房10 |
| テレビ (21 インチ) | 0.9 |
| 冷蔵庫 (300 ℥) | 1.2 |
| 掃除機 | 3 (弱) ~10 (強) |
| 洗濯器 (全自动) (3.3kg) | 3.9 |
| 電子レンジ | 10 |
| 炊飯器 (炊飯時) | 8 |
| 電磁調理器 | 13 |
| 電気カーペット (2畳用) | 6 (全面) 3 (1/2面) |
| アイロン | 8 |
| ドライヤー | 10 切替え5 |
| こたつ | 1 (弱) ~5 (強) |

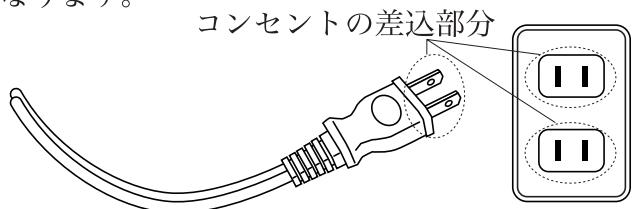
天井キーソケットは照明器具用のものですので、規格以上の照明器具や、電熱器等の使用はしないでください。

コンセントは、規格の電気容量（1kw）以内で使用してください。いわゆる「タコ足配線」は絶対にしないでください。

ヒーター、アイロン等のつけ放しは火事のもとです。



- コンセントの差込部分の清掃は、まめに行ってください。そのままにしておくと埃や湿気によりショートし火災の原因になります。



- 配線や電灯ソケット、コンセントなどには、安全限度がありますので、手持ちの電気器具のワット数をよく覚えておいて次の限度内で使ってください。

電灯用ソケットは600ワット（6アンペア）までです。

壁付コンセントは1,500ワット（15アンペア）までです。

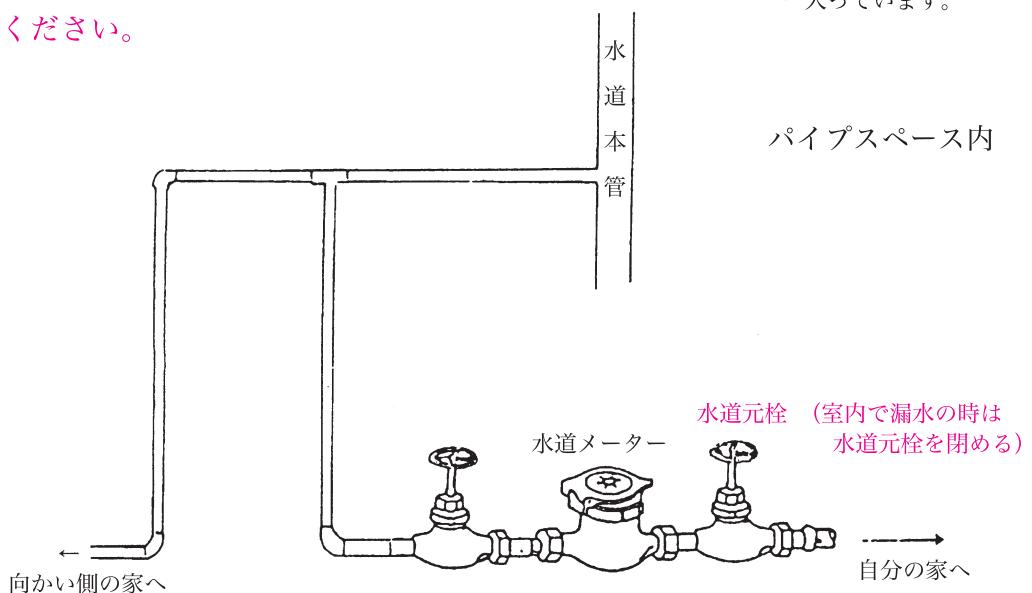
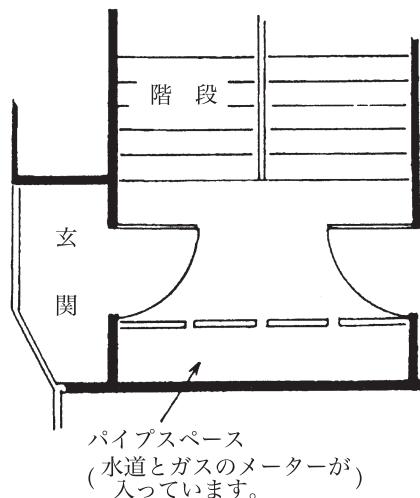
} ただし一つ当たり

(2) 水道

使用開始は各戸の玄関の前（中高層住宅は階段のパイプスペース内）の水道元栓を開ければ給水できますが、団地によっては水道供給業者立ち会いのもとで開栓手続をとらなければ、給水されない場合があります。

給水使用届に必要事項を記入して各営業所等に提出してください。

なお、水道元栓を開ける場合は必ず住戸内の各水栓が閉まっていることを確認してください。



◎水道の元栓

水道の元栓（位置を確認しておきましょう）を閉める（上図のように）とあなたの家の全部の水が出なくなります。漏水事故や修理の時などにご使用ください。

ア 台所や便所の水が止まらないとき、又は配管などから漏水のときは必ずパイプスペー

ス内の水道の元栓を閉めてから**公社指定修理業者**（別紙）へ連絡してください。

イ 外出のときは必ず水道の蛇口をよく閉め、また外泊などのときは元栓を閉めるようにしましょう。

ウ 水道使用中に断水にあったときは、ただちに蛇口を閉めてください。閉め忘れるとよくある例ですが断水が解消したときに水が出たままになり自分の部屋はもちろん階下の部屋まで、水浸しになることがあります。

このような場合は、すべて、その人の負担により建物を原状に回復していただくほか他人にあたえた損害賠償もしなければなりません。留守をされる場合は、パイプスペースの元栓を必ず閉めておくことが事故防止になります。

エ 蛇口のパッキンの取り替え方

パッキンは消耗品です。時々取り替える必要があります。摩耗したパッキンは、水が止まらないばかりか器具も傷めます。

パッキンの取り替え方は次頁のようにして行ってください。

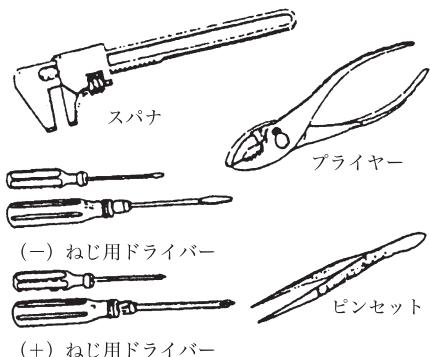
(この工具及びパッキン類はホームセンターなどで販売していますので、入居者で用意し直して下さい。)

※ 新築住宅に入居し飲料水として使用される場合は、入居されてから3日間位は安全のため一度沸騰させて御飲用ください。

簡単な修理はご家庭で

水回りの器具でも構造の難しいものばかりではありません。ちょっとした知識と工具があれば、ご家庭でも簡単に直せるものがあります。

修理にはこの程度の工具が必要ですが、常備しておかれますと修理だけでなく、ほかの用途にも使って大変便利です。



●水栓の仕組み

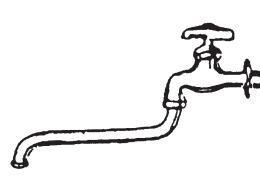
一般にカランや蛇口などと呼ばれる水栓にも横水栓、立水栓、自在水栓その他のいろいろの種類がありますが、基本的な仕組みはどのタイプもほぼ同じです。



横水栓



立水栓



自在水栓

図1

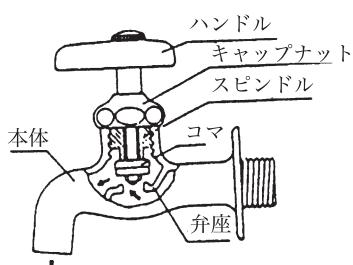
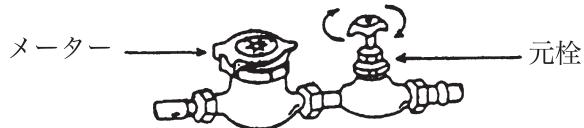


図2

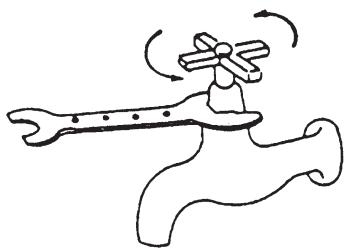


水栓パッキンの取り替え方

- 1 まず蛇口の頭部をはずす前にメーターのところにある元栓の「ハンドル」を矢印の方向に回して水を止めます。



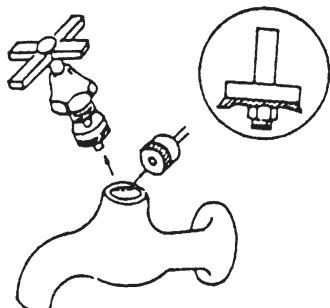
2



蛇口の「ハンドル」を矢印の方向に全開します。つぎに「スパナ」を蛇口の「頭部」にかけて矢印の方向に回転してこれを取りはずします。

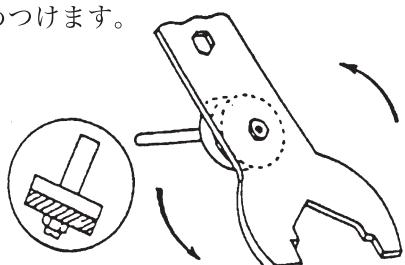
3

「コマ」を取りだします。



4

下図のように「コマのナット」に「スパナ」をかけて、矢印の方向に回し「ナット」をはずします。いたんだ「パッキン」を新しいものと取り替え「ナット」をよく締めつけます。



5

いよいよ組み立てです。



「頭部」に新しく取り替えた「コマ」をさしこみ「コマ」だけが先に落ちないように手でかるく押さえながら「頭部」をはめこみます。

6

「ハンドル」をよく閉めた後、「スパナ」でネジをもとどおりにしっかりと締めていただきます。これでもう水は漏りません。

7

修理が終わったらメーターのところにある元栓をあけて水を通します。これで修理は完了です。

(3) ガス

炊事用、暖房用、温水用として便利なガスも、換気の不足、ガス漏れ、不完全燃焼の場合は有毒な一酸化炭素の中毐となり、とても危険です。入居するときはガス会社に連絡し、立ち会いのうえ開栓し、ガス漏れの有無、器具取扱上の注意を聞いて事故のないようにしてください。特に、地域によってガス供給の種類が異なりますので、確認の上、使用熱量に合った器具をお使いください。

ア 取扱いの注意

ア 部屋の換気を十分よくし、バーナーの空気口をよく調節しましょう。

イ ゴム管は、十分さし込んで、安全バンドでしっかりと止めましょう。また、古くなった器具やゴム管は早めに取り替えましょう。

ウ ガス器具類は、時々手入れして火の出る穴をよく掃除しましょう。

エ ゴム管を長くひいて使用するのは、危険ですのでしないでください。

オ 使用後は器具栓をしっかりと閉め、特に夜間寝る前や外出、外泊のときには、ガス元栓を必ず閉める習慣をつけましょう。

カ ガスについて異常や事故があった時は、すぐにガス会社に急報して修理を受けてください。

イ 風呂設備（浴槽・釜）

風呂釜を購入される際には、建物の構造上、定められた型式の風呂釜（バランス型等）しか使用できない場合があります。入居期間中は入居者の負担において維持管理をしていただきます。ガス会社等にご相談ください。

ウ ガス湯沸器

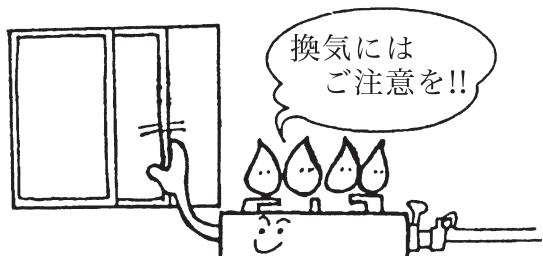
湯沸器は、台所の指定された場所に取付板を張り、その上に取り付けてください。使用できる湯沸器は、5号までのものです。（6号以上は使用できません。）

エ 換気について

耐火住宅は、木造住宅に比べ気密性が高く、自然換気が少ないので、換気に特に気をつけてください。換気が悪いと一酸化炭素中毒の危険があります。

ア ガス湯沸器を使用する場合は、必ず換気扇をまわしてください。

イ ストーブ（開放型）を使用する場合は、換気用小窓を開け、また、30分に1回約1分間くらい窓を全開し、新鮮な空気に入れ替えてください。



(4) 電話・インターネット

原則として部屋内の電話配線はありません。配線工事も含めてNTTへ申込をして下さい。工事費は入居者の負担となります。また電話の外線引込は、1戸につき1本とし2本の引込は認められません。なおISDN等の1回線で2回線的利用は可能です。

中高層住宅では、個別に光回線を引き込むことは出来ません。マンション用の機器が設置されていない団地では、光インターネットは利用出来ませんので、ADSL・ISDN等を利用してください。

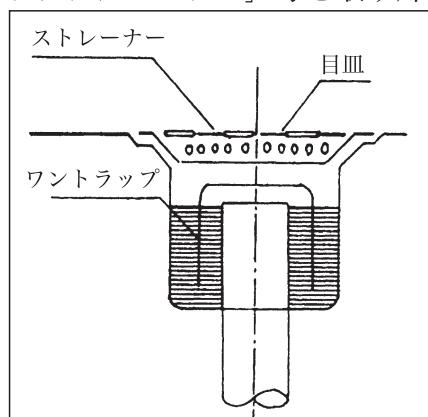
② あなたの世帯だけが専用するもの

(1) 玄関

- 玄関には必ず表札をつけてください。入居者がその住宅に住んでいるという表示ですから、入居後すぐに、名義人御本人の名前をはっきりと掲示してください。
- 住宅の鍵は、入居者の生命や財産を守る重要なものですから紛失したり盗まれたりすることのないよう保管には十分注意してください。また、マスターキーはありませんので、万一、鍵を紛失しますと鍵ごと入居者の費用で取り替えなければなりません。
- 玄関扉の開閉は廊下や階段を歩く人に迷惑にならないようにしてください。乱暴な開閉は建物全体に響き、他の入居者に迷惑をかけますからお互いに注意しましょう。また、玄関扉は防火戸となっているので、ドアクローザーを設置し常に閉じた状態となるようになっています。物を置いたり、差し込んだりして開放にしないでください。
- のぞき窓、ドアチェーンは十分活用して防犯に心掛けましょう。
- **玄関の土間は防水してありません。掃除の際でも水を流さないでください。**

(2) 台所

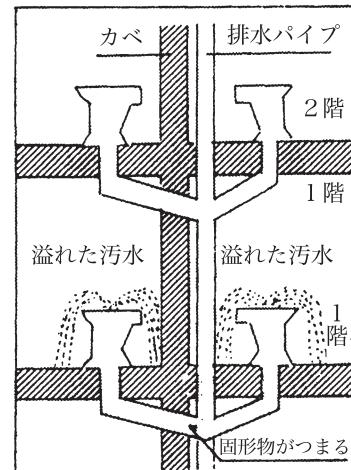
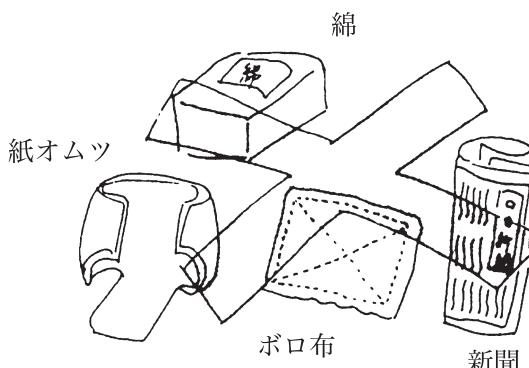
- 台所は、常に清潔に保つように心掛け、特に流し台はクレンザー等傷つきやすいもので手入れはしないでください。
- 流しの目皿のゴミは毎日取り除きましょう。目皿やトラップの「わん」等を取り外して使用しますとゴミと一緒に流れ込んで排水管を詰まらせる原因になります。トラップは共用の排水たて管からの悪臭があなたの家にはい上がるのを防ぐために設けてあります。
- **使用済みの油類は流しに捨てないでください。** 管にこびりついて詰まる原因になります。
- 台所は熱気や煙がこもりやすいものです。換気扇を使用するか、窓の開閉により、換気に留意してください（一酸化炭素による中毒や結露の防止に役立ちます）。
- 台所は、防水処理がされておりませんので、水をこぼした場合は、階下の部屋まで水浸しになります。このような場合は、すべてその人の負担により建物を原状に回復していくだくほか、他人に与えた損害の賠償もしなければなりません。



(3) 便 所

水洗式便所は次のことを厳守して使用してください。

- 使用する紙は、トイレットペーパー（巻取紙）以外のものは、絶対に使用しないでください。
- 紙オムツ・綿・ボロ布・新聞紙などを流すと排水管を詰まらせます。もし詰まったときは、入居者の負担で直していただきます。
- 上の階で溶けて流れないものを流しますと、その家の便所には影響がなくても、床の下で詰まり、下階の入居者に大変迷惑をかけることになりますので、注意しましょう。

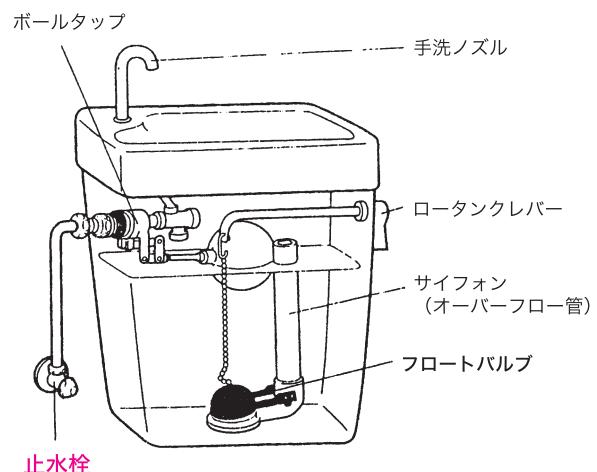


<便所洗浄タンクの断面図>

【供給水タイプ】

● 便所の水が止まらない時

- 便所の水が止まらない時は、ロータンク脇の止水栓を回し水を止めた後、ロータンクのフタを取って中のフロートバルブがしっかりと閉まっているか確認し、クサリがからまっていたら正しい状態にして、ロータンクのフタを元にもどしてください。
- それでもなお水が止まらない時は、止水栓を閉めた後に**公社指定修理業者**（別紙）に連絡し修繕してください。
- 便所の床は防水加工してありませんので、掃除の際は、水洗いをしないで、拭きとるようにしてください。



※タンクの水が止まらない時は、
止水栓を閉める

(4) 浴 室

浴室の扉の下についている給気口や浴室窓の排気口をふさぐとガス中毒の原因となりますからふさがないでください。

水が流れにくいときは床排水トラップの目皿とワントラップをはずしてゴミを取り除いてください。ゴミは流し込まないでください。

(5) バルコニー（ベランダ）

耐火住宅の、バルコニーの床は完全防水してありません。ここに水を流すと、下へ漏水します。バルコニーの排水口には雨水の排水のためにあるので水を流さないようにしましょう。

2階以上の両端住宅のバルコニーに避難梯子が備えてある団地があります。これは法律により年2回の点検及び修理が義務づけられておりますから点検時には協力してください。

排水口の目皿は、ときどき掃除してください。

住宅の上から物を落としたり、投げたりしますと大変危険です。特に、植木鉢や物干し竿などは風が強い時など特に注意してください。（物干し竿はひもでしばりつけたりして固定するか、ロープ等を使用するようにしてください。）

中高層住宅の場合、避難梯子や隣戸との仕切板は避難口となりますので、絶対に物を置いたり工作物を設置したりしないでください。また、ほかの場所でも大きな工作物は避難路を確保できなくなったり、物によってはお子さんの足がかりとなり、転落事故の原因となりますので御注意願います。

※ 台所・便所・浴室・ベランダの排水管の詰まりの取除き費用は、入居者が共同で負担していただきます。

(6) 専用の庭

準耐火住宅には専用の庭があります。入居者の手で明るい環境を作りましょう。

なお、区画してある生垣やさく、へいは勝手に取りはずして、ブロック塀などに変更することはできません。中高層住宅の場合は専用庭はありません。

(7) テレビアンテナ

各住宅では屋上に集合アンテナを設置してあるか又はケーブルテレビが導入されており、各室の受口まで配線してありますので、これにテレビのアンテナ線を接続してください。

B S、C S等のパラボラアンテナを設置する場合は、直径45～60cm位までのアンテナとし、取付補強を十分に行ってください。

(8) エアコン専用コンセント

各住宅には基本的に1室分のエアコン専用回路・コンセントを用意しております。他の部屋にコンセントを増設する場合は入居者の負担となります。

なお、コンセントの増設、ブレーカーの増設工事を行う場合は模様替・増築等の申請（P14）を行って下さい。

(9) アース（接地）線の取付け

洗濯機を使用するときには、アースを取り付けてください。

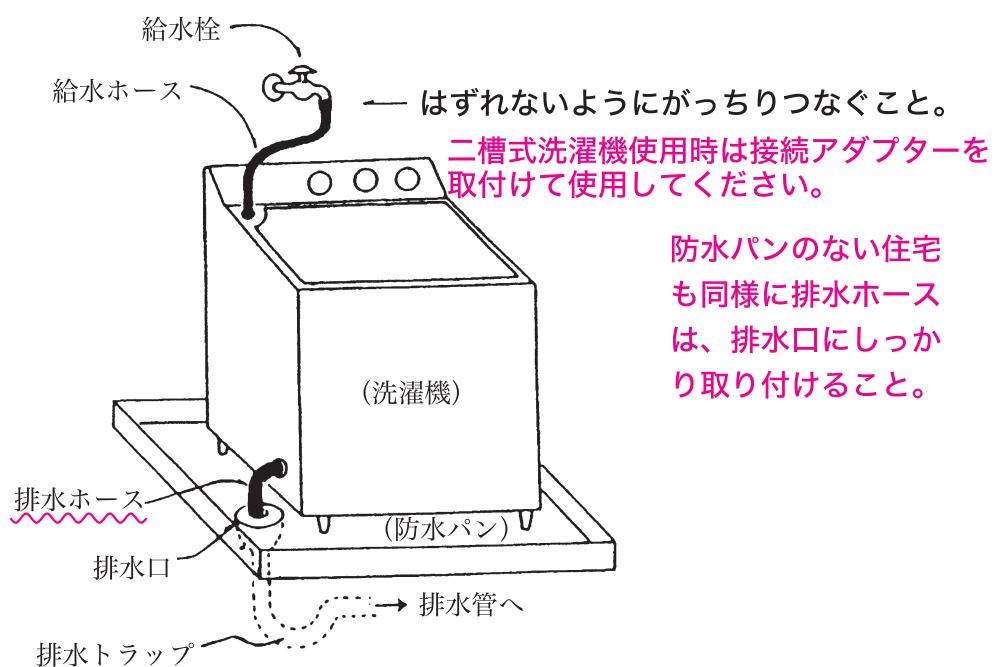
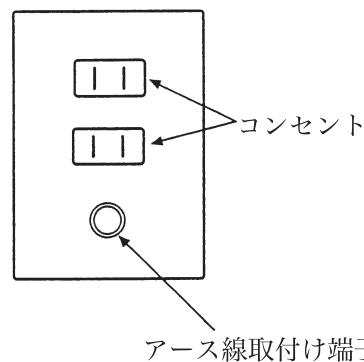
洗濯機置場に図のようにアース線取付け端子がある場合は、アース線を堅固に取り付けてください。

(注 意)

ガス管には絶対にアース線を取り付けないで
ください。

(10) 洗濯機使用上の注意

ア 洗濯機防水パンが備付けのもの



※ 注意事項

- ・洗濯機を使用しない時は必ず給水栓を閉めておくこと。
- ・自動給水式の場合でもその都度給水栓を開閉して使用すること。
- ・給水ホースと水栓の接続は使用中はずれないよう確実に差込んでください。
- ・排水中にはずれないよう十分固定すること。(下階へ漏れる原因となります。)
- ・排水ホースが排水口の反対側にあるときは、排水口側の位置に付け直すこと。
(排水ホースの継ぎ足しは、水漏れの原因になりますので禁止します。)

イ 浴室に洗濯機の水を排水する間取り

※ 注意事項

- ・洗濯機は台の上に置き排水ホースが下に向くように設置すること。
(排水ホースは浴室側にセットすること。)
- ・排水が浴室に流れているか確認すること。
(振動で床へ出ないよう針金等で固定すること。)

③ 県営住宅入居者が共同で使用するもの

空地・樹木・芝・公園・道路・自転車置場・集会所などは入居者が共同で使用し、管理するものです。

共同部分の掃除・除草・排水溝の掃除などは入居者で相談して当番を決め順番に行うなど快適な環境を作るよう努めてください。

(1) 空地・樹木・芝・公園・道路・自転車置場・フェンス

ア 空 地

空地は、公共的な使用はできますが個人が占有することは禁止されています。

イ 樹木・芝

各棟の周辺には住宅環境を良好にし、プライバシーを守るなどの目的で植樹を行っています。

樹木・芝の手入れ（整枝・消毒）は、入居者で行っていただきます。花壇作りや植樹を行うときは、棟単位で共同して作られるのが望ましいとおもいます。なお、県で行う各種工事に支障のあるときには、入居者の費用負担で移動又は移植を行っていただきます。

団地内の樹木・芝・外灯などの施設はお互いに気をつけて大切にしてください。

ウ 公 園

公園は、幼少年者の施設ですから必ず保護者も同伴し、事故防止に心掛けてください。

破損箇所を発見したら、直ちに公社へ連絡してください。

エ 道 路

敷地内の道路（通路）は入居者の交通（通行）の用に供するための施設です。交通の妨げとなるものを置いたり設置したりすることはできません。

特に団地内の路上の駐車は、火災等の災害発生時に消防車や救急車等の緊急車両の通行が困難となり、人命、財産に大きな損害をもたらすことになったり、交通災害を引起したりしますからやめてください。

オ 自転車置場

中高層住宅には自転車置場が設置してありますが、スペースが限られていますので自転車以外は置かないようにしてください。

なお、修繕は、一部入居者負担となりますから大切に利用してください。

カ フェンス

フェンスは危険防止のために設置しています。

破損箇所を発見したら、公社へ連絡してください。

(2) 集会所及び集会室

入居者の会合などに利用していただきために、集会所又は集会室を設置した団地があります。団地では、隣り近所との交際が少なく、家庭生活が孤立しがちですから、集会所を有意義に活用し、住みよい団地づくりに努めてください。

集会所は福利厚生・文化教養などの諸行事に使用するための公共的な施設です。

したがって営利を目的とした会合、宗教団体の会合、特定の政治会合などには使用が認められません。

使用の方法などについては「千葉県県営住宅集会所（室）管理要領」（41ページ）を御覧ください。

(3) 階段と廊下

静かに歩くようにしましょう。特に、げたばき等の音は非常に響くものです。

階段や廊下には一切物を置かないでください。通行のじゃまになるだけでなく、火災などの緊急の場合には障害となります。また幼児を遊ばせることは危険なだけでなく、他に迷惑をかけるので気をつけてください。

階段灯、廊下灯や外灯のグローブは時々ほこりを払うと明るくなります。また、ほこりは、絶縁を悪くし故障の原因になります。

(4) 屋 上

耐火住宅の屋上は、原則として利用できません。これは転落事故などの原因となるばかりか防水層を傷め雨漏りの原因にもなるからです。

中高層住宅など屋上が利用できる建物でも、次の点を守ってください。

屋上からは、絶対に物を投げたり、水を捨てたりしないでください。

機械室に立ち入ったり、不必要に機械類、警報装置等にさわらないでください。

小さいお子さんが保護者なしで出ることや、ボール遊びは禁止します。

(5) エレベーター設備

ア エレベーターは水で清掃しないでください。

イ エレベーターの内外部でのいたずらは絶対にしないでください。事故及び故障の原因となり、内部に「閉込め」られる場合があります。

ウ いたずらを見つけたら、公社へ連絡してください。

(6) ゴミ容器置場

ゴミは、ゴミ容器置場（県で設置したもの）又は所定の場所に決められた日に出してください。収集日、収集方法等詳しいことは、所轄の市町村の清掃課等の指示に従ってください。

(7) 給水施設

中高層住宅は、一度受水槽に水をためて、ポンプで高架水槽に汲み上げてから自然圧力により各家庭に送られています。(高架水槽を使わないで圧力ポンプで直接送られている場合もあります。)

階段口にある共同水栓及び集会所は、上記の水槽と別系統となっており、ポンプの故障等で断水した時も使用できます。(ただし、同一系統になっている団地は使用できません。)

受水槽や高架水槽がある団地は、毎年1回清掃します。清掃に際しては、断水を伴いますので、入居者の御協力をお願いします。(なお、復帰の際各水栓の閉め忘れに注意してください。)

(8) 排水施設

台所・便所・浴室・ベランダからの排水管は、数軒の排水管が集められて一本の管につながっています。**1人の不注意で管が詰まると水が逆流し棟全体の人々が大変迷惑しますから、固体物などの詰まりやすいものは流さないよう特に注意してください。**

固体物がためます内や、埋設された管へ流れ込むと、詰まる原因となりますので、特に注意してください。

したがって、ためます、U字溝及び下水管などは、定期的に清掃してください。

排水を直接公共下水道に流すことができない地域には、便槽及び浄化槽が設けられておりますが、これは、汚水をこの槽に一定の期間ため、搬出したり浄化した後水を消毒して、河川や下水路に流す施設です。この浄化槽は、たえず消毒薬を入れることと、1年に1回以上掃除することが定められています。

なお、ポンプ室、浄化槽、電気室などは危険ですから、お子さんたちが近寄らないよう十分注意してください。

共同住宅の防火・防災は入居者の手で

- ◎ 入居者は災害の公共危険性を理解し災害防止上必要な次の事項を誠実に遵守しなければならない。

1. 火災予防の遵守事項

- (1) 火気使用設備器具、電気器具等は、使用前及び使用後必ず点検し、安全の確認等適正管理に努めること。
- (2) 吸いがらの処理は、水で完全に消火すること。
- (3) 灯油、LPG等の危険物品を使用する場合は、その性状に注意し必要量以上は保管しないこと。
- (4) 廊下、階段、バルコニーの仕切板の付近には、避難の障害となる物品及び可燃物等を置かないこと。
- (5) 防火上、避難上必要な施設及び消防用設備等の周囲には、使用の際障害となる物品を置かないこと。

2. 地震による被害を防止するための対策

- (1) 家具、火気使用器具等の転倒防止及び物品の落下防止措置。
- (2) 石油ストーブ等の耐震自動消火装置の適正管理及び灯油危険物類等の漏えい防止措置。
- (3) 防災ずきん、非常用飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品等を備えるよう努めること。
- (4) 毎月1回は家族防災会議を、また自治会等の集会の機会ごとに防火、防災上必要な事項について積極的に話し合うこと。

- ◎ 入居者は、災害が発生した場合は、次により積極的に活動しなければならない。

1. 火災時の措置

- (1) 火災を発見した者は、消防機関 119 へ通報し、速やかに非常ベル又は大声で付近の者に火災を知らせること。
- (2) 火災現場付近にいる者は、消防器具等を活用し初期消火に努めること。
- (3) 逃げ遅れ、負傷者等を発見した者は、大声で付近の者に協力を求めて人命救助、救護等にあたること。
- (4) 避難する場合は、財物衣服等に執着しないで早期に安全な場所に避難すること。
- (5) 次の者は、消防署から指示された場所で消防隊の誘導及び情報の提供を行うこと。
 - ア 火災を発見した者
 - イ 逃げ遅れた者、負傷した者等の情報を把握している者
 - ウ 火災発生場所にかかわる居住者又は関係者

2. 地震発生時の措置

- (1) 出火防止のため、ガスレンジ、湯沸器、ストーブ等の火気使用器具の栓の閉鎖及び避難口確保のため出口の開放を行うこと。
- (2) 火災が発生した場合は、先に優先して消火活動を、負傷者等が発生した場合は、居住者は協力して救護すること。
- (3) 指定避難場所への避難は防災機関の命令又は自治会の責任者の判断により統一的に全員徒步で避難すること。

◎ 訓練及び防災教育への参加

入居者は、市町村及び自治会が実施する訓練教育等に積極的に参加し、防火、防災思想の高揚、人命安全上必要な知識の習得等に努めなければならない。

④ 住宅の修繕

住宅の修繕は、県が行うものと、入居者の費用で直接行っていただくものがあります。

(1) 県が修繕する範囲

法令及び条例に基づいて行う範囲の修繕で入居者が行うべき修繕を除いた修繕の全部です。

ア 計画修繕工事

年月の経過や住宅の立地条件などにより、自然損耗したものについて、計画的な修繕を実施します。

イ 一般修繕工事

計画修繕以外の比較的小規模な修繕について行います。

(ア) 修繕が必要なときは直接公社に連絡してください。給排水電気等緊急を要する場合は、各入居者が**公社指定修理業者**（別紙）の中から選定して修理を依頼してください。

ただし、入居者が費用を負担しなければならないものは、公社では修理しません。直接民間業者に頼んでください。

(イ) 公社は、故障箇所を調査し、調査の結果、県費負担については業者に発注することになります。

ウ 特別修繕工事

台風、豪雨などにより建物その他の施設に損害を受けた場合には、速やかに復旧工事を実施します。

(2) 入居者の費用で負担する

| | |
|--------------------|--|
| 住宅部分については下記のとおりです。 | |
| 建 具 類 | 建具の小修理、ガラスの入替え、木製建具の戸車交換 錠前、その他附属金物、障子の入替え、襖・障子の張り替え、網戸の張り替え |
| 塗 装 | 内壁及び天井の塗り替え、室内建具の塗り替え（玄関戸・物置戸・浴室戸の室内も含む。） |
| 内 装 | 内壁の小修理、濡縁板、流し台その他備付け備品の小修理、換気レジスター、設備用スリーブのカバー、カーテンレール、畳表の取り替え又は裏返し、表札、クロス部分（天井・壁） |
| 電 気 設 備 | ローゼットのコード修理又は取り替え、セード（笠）、グローブ、電球の取り替え |
| 給 水 設 備 | 流し・手洗い・浴室の蛇口首振り部分の取り替え、水栓のコマの取り替え、手洗器、洗面器、大便器等の破損取り替え |
| 排 水 設 備 | 各種目皿、排水管の清掃（排水本管の定期的クリーニングを除く。）、便器のつまり、雑排水及び汚水管のつまり、排水樹の清掃、側溝排水溝の清掃 |
| ガス 設 備 そ の 他 | ガス器具接続ホース等の取り替え 各戸庭付住宅の生垣、さく等の維持管理、屋外別棟に設置されている物置の維持小修理、集合郵便受箱の扉修理 |



グローブ



グローブ



グローブ

| | |
|--------------------|--|
| 共同部分については下記のとおりです。 | |
| 集会所 | 住宅部分と同じあつかいとする。 |
| 自転車置場 | 維持修繕、ただし屋根の修理を除く。 |
| 淨化槽 | 槽内の清掃、薬液の補充、維持費管理費 |
| 外灯・共同灯 | 電球の取り替え、かさの取り替え、外灯の増設 |
| 樹木・芝 | 樹木の整枝（5m以上の樹木を除く）、消毒（害虫の異常発生の場合は除く）、芝の手入れ、雑草の刈り取り、生垣等の維持管理（各戸庭付住宅） |
| 屋外排水溝 U字溝・ためます | U字溝の蓋の破損取替え（階段室前を除く）、排水ますの蓋の破損取替え、各施設の消毒清掃（団地内排水本管の定期的クリーニングは除く） |
| エレベーター | エレベーター廻り及びカゴ内清掃、維持費管理費 |

- 注 (1) 上記以外においても入居者の過失によるものは入居者が直接負担します。
- (2) 上記費用等のほか、共益費と自治会の運営費は自治会において会費として徴収されます。
- (3) いたずらによる破損・汚損等の修繕は、原則として原因者が負担します。

7 参 考

① 県営住宅退去検査基準

千葉県県営住宅設置管理条例（昭和35年条例第39号）第25条の規定により、知事が指定する者が県営住宅退去（明渡し）検査を実施する場合の基準は次のとおりとする。

| 検査箇所 | 検査基準 | 運用 |
|--------------|---|---|
| (1) 公共料金の清算等 | (1) 電気、水道、ガス等の停止手続がなされ元栓等は閉められているか。 (2) 電気、水道、ガス等の清算がなされているか。 | 公共料金の領収証等を確認する。 |
| (2) 畳 | (1) 畳表は、取り替えられているか。 (2) 畳表の規格は、動力織綿1.4kg以上日本農林規格JAS2等（綿板引通し）となっているか。 | (ア) 取り替えしたときから退去する日まで期間が1年以内でかつ破損していない場合は、これを裏返しする。 (イ) 畳表の取替え又は裏返したときから退去する日までの期間が3箇月以内でかつ破損していない場合においては、取替え又は裏返しをしなくてよい。 |
| (3) 襦、障子 | (1) 襦、障子は張り替えられているか。 (2) 襦紙の規格は新鳥の子となっているか。 (3) 襦紙、障子紙は一室ごとに同一の柄模様を用いられているか。 (4) 襦、障子の縁、組子の破損はないか。 | 襦紙、障子紙を張り替えしたときから退去する日までの期間が1年以内でかつ破損汚れ等のない場合においては張り替えをしなくてもよい。 |
| (4) 壁、仕切板 | (1) 壁、仕切板の汚れはないか。 (2) 塗り替えてある塗料、張り替えてある壁布は、それぞれの場所に適合した品質及び色あいを用いられているか。 | 壁、仕切板の汚れを清掃しても汚れが落ちない場合は塗り替え又は張り替えをする。 入居者の責めに帰すべきものだけを対象とする。 |
| (5) 鍵 | 1組（3本）あるか。 | 鍵を紛失したため複製したもの、使用不能のもの等は、シリンダー錠ごと取り替える。 |
| (6) 玄関ドア | (1) ドアスコープの破損がなく、機能が正常か。 (2) 郵便受、牛乳受の破損がなく、機能が正常か。 (3) ドアの開閉具合、アオリ金具、ストッパー、ドアチェーンの破損がなく、機能が正常か。 | |
| (7) 郵便受（集合） | (1) 破損がなく、機能が正常か。 (2) 清掃してあるか。 | |

| 検査箇所 | 検査基準 | 運用 |
|----------------|---|----|
| (8) ブザー | 破損がなく、機能が正常か。 | |
| (9) 窓、サッシ戸等の建具 | (1) ガラスの破損（ヒビ割れを含む）はないか。 (2) 鍵がしまるか。 (3) レールの破損はないか。 (4) 戸車の破損はないか。 (5) 便所、浴室等のドアの握り部分の著しいがたつきはないか。 | |
| (10) 電気設備 | (1) スイッチ、コンセント、電灯コード等の電気設備の破損はないか。 (2) 電気設備の機能は正常か。 (3) 電源の復元（40アンペア以上の場合）はなされているか。 | |
| (11) 給排水設備 | (1) 流し、大便器、洗面器等の給水、排水設備の破損はないか。 (2) 給、排水設備の機能が正常か。 | |
| (12) 私物の撤去（清掃） | (1) 浴槽、ガス器具等をおいてないか。 (2) 模様替、増改築部分の復元はなされているか。 (3) テレビアンテナは取りはずしてあるか。 (4) 清掃はなされているか。 | |
| (13) 庭 | (1) 庭の穴は埋め戻してあるか。 (2) 庭は清掃してあるか。 (3) 生垣は手入れしてあるか。 | |
| (14) 風呂釜等 | (1) 入居者が取付けた浴槽・風呂釜は撤去し開口部は塞いでいるか。 (2) 県が設置している浴槽・風呂釜は残置しているか。 | |
| (15) その他 | 入居者の責めに帰すべき理由により生じた破損は県の修繕区分に属するものであっても、入居者が補修してあるか。 | |

② 千葉県県営住宅集会所（室）管理要領

千葉県県営住宅集会所及び集会室（以下「集会所」という。）の管理については、この要領に定めるところによる。

（使用の目的）

第1条 集会所は入居者の相互の親睦を図り、共同の福祉の増進を図るための集会等に使用することを目的とする。

（管理）

第2条 集会所の管理は、当該県営住宅の自治会長又は自治会長が集会所を管理すべき者として指名した者（以下「管理者」という。）に委嘱して行うものとする。

2 前項の管理者はその職に就任したときをもって委嘱されたものとみなす。

（使用の範囲）

第3条 集会所を使用できる範囲は、次の各号の一つに該当するものとする。

- (1) 入居者が婚礼又は葬儀の用に使用するとき。
- (2) 入居者又は入居を中心とする集会で第1条の使用の目的に反しないもの。
- (3) 入居者又は当該県営住宅の入居者で結成する団体等が主催する教養、福利厚生等の行事の会場として使用するとき。
- (4) 公共団体又は公共機関が公務のため使用するとき。

2 県営住宅周辺に当該集会所以外に周辺住民が利用しうる適当な集会施設がない場合は、あらかじめ当該県営住宅の自治会と当該集会所の利用について協議することにより、入居者に準じて周辺住民も利用できるものとする。

（使用の禁止）

第4条 管理者は、次の各号の一に該当するときは集会所の使用を承認してはならない。

- (1) 団地生活の秩序又は善良なる風俗を乱す恐れがあると認めたとき。
- (2) 特定の政治団体を支持し、又は反対する等の政治的活動を目的とするとき。
- (3) 主として営利を目的とする催物の会場として使用するとき。
- (4) 宿泊の用に供するとき（災害時等を除く。）
- (5) 同一人が長時間にわたり使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、集会所の使用目的に反する恐れがあるとき。

（使用手続等）

第5条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ集会所（室）使用申込書（別記第1号様式）を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

2 管理者は、使用の申込みが第3条各号に適合している場合は速やかに集会所（室）使用承認書（別記第2号様式）を申込者に交付し承認しなければならない。

(使用者の心得)

第6条 集会所を使用する者は、常に善良なる注意をはらうと共に次の各号に掲げる事項を厳守のうえ使用し、使用後は管理者の確認を受けなければならない。

- (1) 保安上又は衛生上有害又は危険なものを持ち込まないこと。
- (2) 火災等の事故発生防止のため火気を使用する場合又は火災の発生する恐れのある器具の取扱及び使用に関し必要な注意を払うこと。
- (3) 使用後の清掃、整とんを行うこと。
- (4) 使用後は施錠を行い盗難等の予防に万全を期し、鍵は必ず管理者に返還すること。
- (5) 備品器具その他の物品を滅失又はき損しないこと。
- (6) 上記の他、近隣の者に騒音の発生その他迷惑をかける行為をしないこと。

附 則

1. この要領は昭和57年8月1日から施行する。
2. 千葉県県営住宅集会所（室）管理要領（昭和44年4月1日施行）については廃止する。



③ 結露及びカビ防止

コンクリートやブロック造りの住宅は木造住宅と異なり、すき間が少なく自然換気が十分できないため、暖房器具を使用する冬期や湿気の多い梅雨期には結露（室外と室内の温度差により暖かい空気が冷やされて水滴となる現象）が起ころがちで、特に北側の壁や棟の両側の壁に多くみられ、それがカビの発生の大きな原因となっています。

コンクリート住宅では避け難いことで、予防のために次のことに十分注意してください。

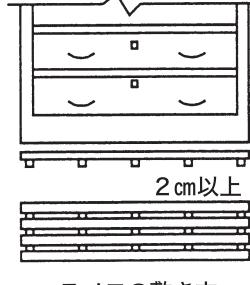
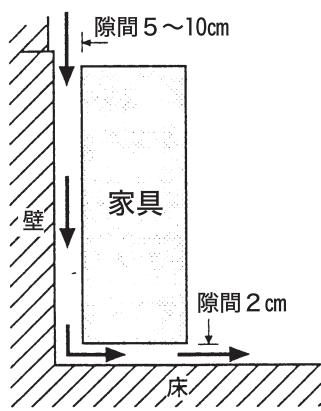
- 1) 暖房器具を使用している時は、ときどき窓を開放し、換気に努めましょう。
- 2) 家具は外壁を避けて窓から少し離して置きましょう。（約5cm）
- 3) 押入れは昼間はできるだけ開け放しておきましょう。
- 4) 換気用小窓、換気ガラリーは常に開けておきましょう。
- 5) 炊事、湯沸しの時は換気扇を回しましょう。
- 6) 押入れの寝具類はまわりの壁からできるだけ離しておきましょう。
- 7) 結露の原因となる水蒸気をなるべく発生しないようにしましょう。
- 8) 室温を必要以上に高くしないようにしましょう。（冬期の快適室温は20～22°C）
- 9) 洗濯物は室内に干さないようにしましょう。

結露しますと、カビが発生し、家具や壁が大変汚れたり、傷んだりします。日ごろから換気に注意して、水滴が発生した時は、よく拭き取りましょう。

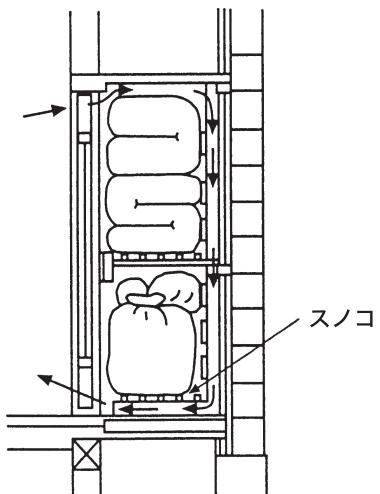
カビの発生初期の処理方法としては、家庭用漂白剤で十分落ちますので拭きとるようにしてください。（ビニール壁紙のみ）

例

外壁に接するタンスの置き方



押入れ対策



④電気・水道・ガス・各供給業者一覧表

(平成31年4月現在)

| 市町村名 | 電気(東京電力の場合) | 水道 | ガス |
|-------------|---|--|---------------------------------------|
| あ 旭市 | 旭 | 旭市 水道課 0479-63-8881 | 総武ガス 0479-63-1000 |
| | 飯岡 | 旭市 飯岡支所 0479-57-3117 | 海匝ガス事業協同組合 0479-63-9920 |
| | 海上後草 | 井 戸 水 | 総武産業 0479-63-2131 |
| | 干潟 | 旭市 干潟支所 0479-68-1074 | LPガス会社 |
| い 我孫子市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 我孫子市 水道局 04-7184-0116 | 東日本ガス 04-7182-4175 |
| | | | 我孫子日秀は、 日本瓦斯 高柳営業所 04-7191-0908 |
| いすみ市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | いすみ市 水道課 0470-62-1384 | 大多喜ガス 0475-24-0161 |
| 市川市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 | 京葉瓦斯 お客様コールセンター 047-361-0211 |
| 一宮町 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 長生郡市広域市町村圏組合水道部 0475-23-9482 | 大多喜ガス 茂原サービスセンター 0475-24-6151 |
| 市原市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 | 大多喜ガス 市原サービスセンター 0436-24-1221 |
| 浦安市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 | 京葉瓦斯 お客様コールセンター 047-361-0211 |
| 柏市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 柏市 水道部 04-7166-2191 | 京葉瓦斯 お客様コールセンター 047-361-0211 |
| 香 取 市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 香取市 水道部 0478-55-8383 | 佐原液化石油ガス協同組合 0478-55-1889 |
| | | 香取市 小見川水道事務所 0478-83-3361 | LPガス会社 |
| 鎌ヶ谷市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 | 京葉瓦斯 お客様コールセンター 047-361-0211 |
| 鴨川市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 鴨川市 水道局 04-7093-7840 | 丸高石油 鴨川営業所 04-7092-1353 |
| 木更津市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | かずさ 水道広域連合企業団 0438-38-3276 開栓手続はシーデーシー情報システム 0438-23-0741 | 東京ガスお客様センター 0570-002211 |

※ 修理は別紙の公社指定修理業者へお願い致します。

電氣・水道・ガス・各供給業者一覧表

(平成31年4月現在)

| 市町村名 | 電気(東京電力の場合) | 水道 | ガス |
|------|---|---|--|
| 君津市 | 北子安 李師 李師第二 君津島崎 久留里 | かずさ 水道広域連合企業団 0438-38-3276 開栓手続きは ヴェオリア・ジェネット 0439-57-0076 | 東京ガス お客様センター 0570-002211 |
| | | | LPガス会社 |
| | | | 久留里燃料組合 0439-27-2022 |
| 佐倉市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 佐倉市 水道部 043-485-1191 開栓手続きは 第一環境 043-486-1555 | 東京ガス お客様センター 0570-002211 |
| 酒々井町 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 酒々井町 水道課 043-496-7725 | 東京ガス お客様センター 0570-002211 |
| 芝山町 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 芝山町振興公社 0479-77-2030 | 東京ガスエネルギー(株) 043-382-5300 |
| 白子町 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 長生郡市広域市町村圏組合水道部 0475-23-9482 | 白子町ガス事業部 0475-33-3530 |
| 白井市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 | 京葉瓦斯 お客様コールセンター 047-361-0211 |
| 匝瑳市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 八匝水道企業団 0479-73-3171 | 海匝ガス事業協同組合 0479-63-9920 |
| 袖ヶ浦市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | かずさ 水道広域連合企業団 0438-38-3276 開栓手続きは ヴェオリア・ジェネット 0438-60-1488 | 東京ガス お客様センター 0570-002211 |
| 千葉市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 | 東京ガス お客様センター 0570-002211 |
| | | | 生実は、 大多喜ガス 千葉サービスセンター 043-291-1143 |
| 銚子市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 銚子市 水道部 0479-24-8181 開栓手続きは ヴェオリア・ジェネット 0479-30-3131 | 銚子簡易ガス事業協同組合 0479-23-5711 |
| | | | 豊里は、クレックス銚子営業所 0479-33-2711 |
| 東金市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 山武都市広域水道企業団 0475-55-7853 お客様センター 0475-50-4132 | 東金市 ガス課 0475-52-2408 開栓手続きはジェネット 0475-55-3800 |

※ 修理は別紙の公社指定修理業者へお願い致します。

電気・水道・ガス・各供給業者一覧表

(平成31年4月現在)

| 市町村名 | 電気(東京電力の場合) | 水道 | ガス |
|------------------|---|--|---|
| な 流山市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 流山市 水道局お客様センター 04-7159-5311 | 京和ガス 04-7155-1500 |
| 習志野市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 習志野市 企業局 047-475-3321 香澄は千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 | 習志野市 企業局 047-475-3321 習志野ガス大久保センター 047-474-1426 |
| 成 田 市 | 成田第一 ～第六 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 三里塚 | 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 成田市水道部 0476-22-0269 開栓手続きは ヴェオリア・ジェネット 0476-22-8881 | 東京ガス お客様センター 0570-002211 |
| の 野田市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 野田市水道部 お客様センター 04-7122-5959 | 野田ガス 04-7125-0101 |
| ふ 富津市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | かずさ 水道広域連合企業団 0438-38-3276 開栓手続きはシーデーシー情報システム 0439-66-1111 | 新協酸素 0439-87-6111 |
| ま 船橋市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 | 京葉瓦斯 お客さまコールセンター 047-361-0211 |
| も 松戸市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5555 | 千葉県企業局県水お客様センター 0570-001245 | 京葉瓦斯 お客さまコールセンター 047-361-0211 |
| や 茂原市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 長生郡市広域市町村圏組合水道部 0475-23-9482 | 大多喜ガス茂原サービスセンター 0475-24-6151 |
| よ 八街市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 八街市水道課 043-443-0677 開栓手続きは ヴェオリア・ジェネット 043-443-5595 | 八街ガス 043-444-0213 |
| 横 芝 光 町 | 横芝光 横芝大島 横芝栗山 | 八匝水道企業団 0479-73-3171 山武郡市広域水道企業団 0475-55-7853 お客様センター 0475-50-4132 | 海匝ガス事業協同組合 0479-63-9920 ミツウロコ旭店 0479-62-3077 |
| よ 四街道市 | 東京電力エナジーパートナー カスタマーセンター千葉 0120-99-5551 | 四街道市建設水道部 043-421-3333 開栓手続きは ヴェオリア・ジェネット 043-433-1414 | 東京ガス お客様センター 0570-002211 四街道栗山は、クレックス 043-423-2811 |

※ 修理は別紙の公社指定修理業者へお願い致します。

⑤ 引越し時の各種届出

入居者が引越しの際、市役所、町役場で手続していただくのに必要となる書類

- ・転入届 印鑑・転出証明書・国民健康保険証・国民年金手帳 他
- ・転出届 印鑑・国民健康保険証 他
- ・転居届(同一市内異動) 印鑑・国民健康保険証 他
- ・国民健康保険の資格取得・喪失届 印鑑・国民健康保険証・離職証明書
- ・国民年金 印鑑・国民年金手帳

8 各種様式一覧

| | | |
|----------------------|---------|-----|
| 1. 入居について（連絡） | （提出書類1） | 49P |
| 2. 県営住宅入居報告書 | （提出書類2） | 50P |
| 3. 住宅諸施設点検確認書 | （提出書類3） | 51P |
| 4. 県営住宅同居者異動届 | | 52P |
| 5. 県営住宅使用中止届 | | 53P |
| 6. 改姓届 | | 54P |
| 7. 県営住宅模様替（増築）承認申請書 | | 55P |
| 8. 玄関扉補助錠設置承認願 | | 56P |
| 9. 県営住宅居住承継承認申請書 | | 57P |
| 10. 県営住宅同居承認申請書 | | 58P |
| 11. 駐車場使用申込書（有料駐車場用） | | 59P |
| 12. 駐車場使用返還届 | | 60P |
| 13. 駐車場使用変更届 | | 61P |
| 14. 口座振替取消届 | | 62P |
| 15. 連帯保証人変更届 | | 63P |
| 16. 県営住宅家賃減免申請書 | | 64P |
| 17. 県営住宅退去届 | | 65P |

年 月 日

自治会長様

入居者

氏名

印

入居について（連絡）

下記のとおり入居しましたので連絡いたします。

記

| | | |
|-------|-----------------|----|
| 住宅番号 | 棟 | 号室 |
| 入居許可日 | 年 月 日 | |

★ 本書は、引越と同時に入居者自らが所定事項を記入、押印のうえ自治会長に直接提出してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | - | | | | | | | | | | - | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|

第六号様式（第四条の二）

(提出書類2)

県営住宅入居報告書

千葉県知事様
千葉県住宅供給公社理事長

年月日

氏名印

下記のとおり県営住宅に入居したので、千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の規定により報告します。

記

1. 県営住宅の所在地

2. 県営住宅の名称・番号 県営住宅 棟 号

3. 入居年月日 年月日

4. 世帯全員の住民票 別添のとおり

5. 電話番号(自宅) — —
(携帯) — —

注1. この報告後に電話番号が決まったときは速やかに連絡して下さい。

2. 報告者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

☆入居後 15日以内に世帯全員(同居者全員)が記載された省略のない住民票を添えて下記宛郵送して下さい。(コピー不可) ※個人番号、住民票コードは記載しないで下さい。

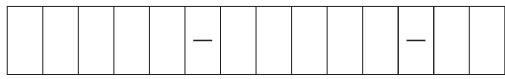
千葉県住宅供給公社
県営住宅管理部募集課

住 宅 諸 施 設 点 檢 確 認 書

県営住宅の名称・番号 県営住宅 棟号

入居者氏名

自宅電話番号 携帯または勤務先電話番号



第十九号様式（第十条）

県営住宅同居者異動届

年 月 日

県営住宅の所在地
県営住宅の名称・番号 県営住宅 棟 号印
入居者氏名
(電話番号)

この度次のとおり同居の世帯員に異動があったので、千葉県県営住宅設置管理条例の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 異動の状況

| (フリガナ) 氏名 | 年月日 | 名義人との 続柄 | 職業 | 転出先 | 備考 |
|--------------|-------------|-------------|----|-----|----|
| | 生 移 死 | | | | |

2. 届出後の家族構成

| (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 続柄 | 職業 | 備考 |
|--------------|------|----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

注1 異動を証明する書類（居住している方の本籍、続柄等が記載された世帯全員の住民票及び異動のあった方の住民票の除票又は転出先の住民票）を添付すること。

2 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

第二十四号様式（第十三条第一項）

県営住宅使用中斷届

年　　月　　日

様

県営住宅の所在地

| | | | |
|------------|------|---|---|
| 県営住宅の名称・番号 | 県営住宅 | 棟 | 号 |
| 入居者氏名 | | | 印 |
| (電話番号) | | | |

県営住宅を一時使用中斷いたしますので、千葉県県営住宅設置管理条例の規定により、下記のとおりお届けいたします。

記

1. 使用中斷の理由

2. 期　　間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

3. 使用中斷中の連絡先

住　　所

電話番号

注 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|
| | | | | | | | | | — | | | | | | | | | — | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|

改 姓 届

年 月 日
様

| | | | |
|------------|------|---|---|
| 県営住宅の所在地 | 県営住宅 | 棟 | 号 |
| 県営住宅の名称・番号 | | | |
| (フリガナ) | | | |
| 入居者 氏名 | | | 印 |
| (電話番号) | | | |

このたび
関係書類（戸籍謄本）を添えてお届けいたします。

記

1. 改姓前の氏名

(フリガナ)

2. 改姓後の氏名

注 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

県営住宅模様替（増築）承認申請書

年　月　日

様

県営住宅の所在地_____

県営住宅の名称・番号_____ 県営住宅_____棟_____号
(電話番号) _____

入居者氏名_____ 印
(契約名義人氏名を記載)

県営住宅について下記のとおり模様替え（増築）したいので、千葉県県営住宅設置管理条例の規定により、承認願いたく関係書類を添えて申請します。

なお、申請内容と事実が異なる場合は、即時撤去の命令を受けても異議ありません。

記

1. 模様替え（増築）の理由_____

2. 模様替え（増築）の内容_____

3. 増築面積 m²

4. 既存の増築の 有 / 無 有の場合 m²

5. 完成予定年月日

① 添付書類は、裏面を参照して下さい。

② 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

注 1. 承認の条件として必ず退去の際、原状復旧して頂きますので原状回復又は撤去が容易であるものに限ります。なお、撤去費及び原状復旧費は申請者（入居者）にて負担して頂きます。（自己負担）

2. 取扱方法は、建具や壁などに損傷を与えない方法をとって下さい。

模様替え及び増築添付書類

1. 模様替えの場合

(1) 給湯器の設置

- カタログ 図面（取付位置図）

(2) 簡易な間仕切り及び建具の釣込み

- 現状平面図 変更後の平図面 取付方法

(3) 手すりの設置

- カタログ
 図面（取付位置図）

(4) 電気回線の増設等

- 電気配線詳細図

(5) ガス管及び水道管の延長及び新設

- 配管詳細図

2. 増築（物置・霧よけ・テラス及び濡縁）の場合

- 平面図・立体図・配置図

3. その他の模様替え及び増築については、必要とする書類

(1) 提出書類についてはすべてA4にて提出すること。

なお、承認申請書に記入する記載事項は名義本人が記入すること。

(2) 提出書類の内容につきましては承認申請書（名義人）、住宅の平面図（現状平面図及び改修予定平面図）、カタログ等、を揃えて提出してください。（カタログはコピー可）

(3) 提出書類は記入漏れの無いよう再度確認をしてから提出してください。提出後に不備等がありましたら再提出して頂きます。団地名等略式で提出されるケースがありますので注意してください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|
| | | | | | | | | | — | | | | | | | | | — | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|

年 月 日

玄関扉補助錠設置承認願

千葉県住宅供給公社
県営住宅管理部長 様

| | | |
|-------|----|----|
| 県営住宅 | 号棟 | 号室 |
| 申請人氏名 | 印 | |
| 電話 | | |

今般、私の居住する住宅の玄関扉に、補助錠（2個目の錠）を設置したいので、下記条件を付して申請します。

記

1. 設置する補助錠は本締錠とし、美和ロック(株)製・U9シリンダーを使用します。
2. 補助錠の設置箇所は、玄関扉ドアノブから20cm下側とします。
3. 退去時に補助錠と鍵の権利を放棄します。
4. 補助錠の鍵は3本セットとし、退去検査時に3本(スペアキーを除く)とも公社に引き渡します。
5. 設置する箇所以外の扉等に損傷を与えません。
6. 設置工事にあたり、ほかの居住者に迷惑を与えないよう十分配慮します。
万一、ほかの居住者より苦情等が生じた場合は責任を持って解決します。

注：申請者が、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。



県営住宅居住承継承認申請書

年 月 日
様

県営住宅の所在地

県営住宅の名称・番号

県営住宅 棟 号

(フリガナ)
入居者氏名
(電話番号)

印

入居者(名義人) が死亡(退去)しましたが、引き続き県営住宅を使用したいので、千葉県県営住宅設置管理条例の規定により、下記のとおり承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

私又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

記

| | | | |
|-----------------|-----------------|--|--|
| 入居者(名義人)と申請人の続柄 | | | |
| 入居許可年月日 | 年 月 日 | | |
| 同居承認年月日 | 年 月 日 | | |
| 承継の理由 | | | |

現居住世帯員の構成

| (フリガナ) 氏名 | 続柄 | 生年月日 (年齢) | 職業 | 勤務先 名称 | 所在 | 勤務先 電話番号 |
|--------------|----|------------------------------|----|-----------|----|-------------|
| (申請人) | 本人 | 年 月 日 (歳) | | | | |
| | | 年 月 日 (歳) | | | | |
| | | 年 月 日 (歳) | | | | |

注 1 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

2 申請者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを確認するため、千葉県県営住宅設置管理条例第42条の2第1項の規定により、千葉県警察本部長に意見を聴くことがある。



第七号様式（第五条第一項）

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

様

県営住宅の所在地

県営住宅の名称・番号

県営住宅 棟 号

入居者氏名

(電 話 番 号)

卽

卽

私は、下記の者を同居させたいので、千葉県県営住宅設置管理条例の規定により、下記のとおり承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

記

| 同居しようとする者 | (フリガナ) 氏 名 | 入居者(名義人) との続柄 | 生年月日 | 年齢 | 職 業 | 勤 務 先 |
|-----------|---------------|------------------|------|----|-----|-------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 現住所 | | | | | |

注 1 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

2 同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを確認するため、千葉県県営住宅設置管理条例第42条の2第1項の規定により、千葉県警察本部長に意見を聞くことがある。

第三十七号様式の四（第十七条の四第一項）

その一

駐車場使用申込書

年 月 日

樣

県営住宅の所在地

県営住宅の名称・番号

県営住宅 棟 号

申 达 者 氏 名

印

(電話番号)

私は、県営住宅の駐車場を使用したいので、千葉県県営住宅設置管理条例の規定により、下記のとおり許可を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

| | | | |
|---------------|----------|------------|-----|
| 使用希望駐車場 | 県営住宅駐車場 | | 区画 |
| 入居者氏名 | | 入居者と申込者の統柄 | |
| 自動車登録番号 | | | |
| 自動車所有者の氏名又は名称 | | | |
| 自動車使用者の氏名 | | | |
| 自動車の大きさ | 長さ cm | 幅 cm | |
| 使用開始期日 | 年 | 月 | 日から |

注

- 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写しを添付してください。
 - 新たに自動車を取得する場合で、申込み時に自動車検査証の写しを添付できないときは、その取得を証明する書類の写し及び車体の大きさを確認できる書類を添付し、後日、自動車検査証の写しを提出してください。
 - 申込者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第三十七号様式の八（第十七条の八）

その一

駐車場使用返還届

年　月　日

様

県営住宅の所在地

県営住宅の名称・番号

県営住宅　棟　号

駐車場使用者氏名

印

(電話番号)

年　月　日付け第　　号で許可を受けた下記県営住宅の駐車場について返還しますので、千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の規定により届け出ます。

記

| 使用駐車場 | 県営住宅駐車場 | 区画 |
|---------|--------------------------------------|----|
| 自動車登録番号 | | |
| 返還年月日 | 年　月　日 | |
| 返還理由 | 1. 県営住宅を退去するため（退去日　　年　月　日） 2. その他 | |

注

1. 駐車票を添付してください。
2. 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第三十七号様式の七（第十七条の七）

その一

駐車場使用変更届

年　月　日

様

県営住宅の所在地

県営住宅の名称・番号

県営住宅　棟　号

駐車場使用者氏名

印

(電話番号)

年　月　日付け第　　号で許可を受けた下記県営住宅の駐車場について申請した記載事項に変更が生じましたので、千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の規定により届け出ます。

記

| 使用駐車場 | 県営住宅駐車場 第 号区画 | | |
|--------------------|---------------|---|--|
| 自動車所有者の 氏名または名称 | 新 | 旧 | |
| 自動車使用者の 氏　名 | 新 | 旧 | |
| 自動車登録番号 | 新 | 旧 | |
| 変更年月日 | 年　月　日 | | |
| 変更理由 | | | |

注

- 自動車を変更した場合は、新車両の自動車検査証の写しを添付してください。
- 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

口 座 振 替 取 消 届

年 月 日

千葉県知事 様

県営住宅名義人

住 所

団地名

県営住宅 棟 号

氏 名

(印)

県営住宅使用料

私は、千葉県に納める（住宅 駐車場）を口座振替の方法で納付しておりましたが、都合により取消したいので下記によりお届けいたします。

記

| | | |
|-----------|------------------|--|
| 所 管 課 | 千葉県県土整備部都市整備局住宅課 | |
| 預 金 名 義 人 | | |
| 支 払 店 名 | 銀行 支店 | |
| 預金口座名・番号 | 当座預金 普通預金 | |

* 下欄は記入しないでください。

| 団 地 | 住 宅 | 整理 番号 | 微 収 | 銀 行 | 預 金 | 口 座 番 号 |
|-----|-----|----------|--------|-----|--------|---------|
| | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|---|--|
| | | | | | — | | | | | | — | |
|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|---|--|

連帶保証人変更届

年 月 日

千葉県住宅供給公社 理事長 様

県営住宅の所在地

県営住宅の名称

入居者の氏名

印

下記の者を連帯保証人といたしたいので、関係書類を添えてお届けします。

記

| | | |
|---------|-----|--|
| 新連帶保証人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 旧連帶保証人 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 変 更 理 由 | | |

注 添付書類

1. 請書
 2. 新連帯保証人の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）原本
 3. 新連帯保証人の所得証明書（発行後3か月以内のもの）原本
または源泉徴収票原本（手書きの場合は代表者押印のもの）
 4. 保証意思の確認書
 5. 上記2・3の記載住所が異なる場合は異動が確認できる住民票
 6. 新連帯保証人が外国籍の方は住民票（永住権確認の為）

(変更・承継)

保証意思の確認書

私は、_____県営住宅_____棟_____号の入居者_____の連帯保証人となります。

連帯保証人になるに際して、下記書類を提出し、連帯保証をするに足る資力を有することを申し出るとともに、連帯保証人として以下の義務があることを了解し義務を履行することを誓約します。

- (1) 入居者が法令等に違反した場合、入居者に代わって一切の債務を負うこと。
- (2) 入居者が家賃を滞納したことにより、連帯保証人が滞納家賃の請求を受けたときは、直ちに支払うこと。
- (3) 入居者が入居中及び退去時に入居者の負担となっている費用を支払わなかつた場合は、直ちにその費用を支払うこと。
- (4) 住所、氏名、電話番号の変更等があった場合、県に届出をし、必要書類を提出すること。

記

提出書類 ※該当するものに○をつけてください。

- イ 印鑑登録証明書
ロ 所得証明書
ハ その他 ()

年 月 日

千葉県知事
千葉県住宅供給公社理事長 様

連帯保証人 住所

氏名 印
(実印)



県営住宅家賃減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

県営住宅の所在地

県営住宅の名称・番号 県営住宅 棟 号

氏名印

電 話 番 号 () - - -)

日中の連絡先（　　—　　—　　）

千葉県県営住宅設置管理条例の規定により、家賃の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 家 貨

2. 減免希望期間 年 月 日から
年 月 日まで (簡月 日)

3. 減免申請理由(該当する番号を○で囲んで下さい。)

- イ. 高齢者世帯で低収入の為。
 - ロ. 母子（父子）世帯で低収入の為。
 - ハ. 病気療養中で低収入の為。

二. 身体（精神・知的）障害者世帯で低収入の為。

 - ホ. 失業中で収入がない為。
 - ヘ. その他（
）

注 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

裏面誓約書も必ず記入して下さい。

(様式1)

誓 約 書

このたび、県営住宅家賃の減額申請をいたしましたが、承認後は減額された
家賃額を規定のとおり支払うことを誓約いたします。

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 _____

住宅名 _____ 県 営 住 宅

室番号 _____ 棟 号

氏 名 _____ 印

※ 氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

| | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|---|---|--|---|--|---|--|--|
| | | | | — | | | | | — | | |
| 自治会長 | | | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">確認欄</div> | | 印 | | | | |

第二十六号様式の二（第十四条）

年 月 日

県 営 住 宅 退 去 届

様

県営住宅の所在地

県営住宅の名称・番号 県営住宅 棟 号

入居者氏名 印

私は、この度下記のとおり県営住宅を退去しますので、千葉県県営住宅設置管理条例の規定により届け出ます。

三記

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|---------------------|-------|---------|------------|--|--|--|--|--|
| 退去年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | |
| 退去先 (新住所) | 住 所 | 〒 | | | | | | | |
| | 連絡先 | 退去先電話 | | 勤務先 名 称 | | | | | |
| | | 勤務先電話 | | | | | | | |
| 預金口座 〔入居者名義のもののみ有効〕 | 銀行 金庫 組合 | | | | | | | | |
| | 1 普通 | 2 当座 | 口 座 番 号 | | | | | | |
| | フ リ ガ ナ | | | | | | | | |
| | 名 義 | | | | | | | | |

- 注 1 この届は、退去日の7日前までに、提出してください。
2 敷金領収書（紛失した場合は、敷金領収書紛失届）を添付してください。
3 敷金は、預金口座への振込みでお返ししますので、預金口座欄に正しく記入してください。
4 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

| | | |
|--------|--------|------|
| 書類受付印 | 電算入力済印 | 整理番号 |
| | | |
| 駐車場の有無 | | |
| 有・無 | | |
| 区画番号 | | |

住宅敷金領収(証)書紛失届

年 月 日

千葉県 県土整備部都市整備局住宅課出納員 様

県営住宅の所在地

県営住宅の名称・番号 県営住宅 棟 号

入居者氏名 (印)

私は、 年 月 日 住宅退去に伴い敷金返還請求に
あたって (敷金領収書・敷金領収証書) を紛失いたしましたので
お届けいたします。

駐 車 票 紛 失 届

年 月 日

様

県営住宅の所在地

県営住宅の名称・番号 県営住宅 棟 号

入居者氏名 (印)

住宅の退去に伴い、同敷地内の駐車場返還にあたり、駐車票を
紛失いたしましたのでお届けいたします。

住宅の管理・修繕等についてのお尋ねは、次のところへ

千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部

〒260-0016 千葉市中央区栄町1番16号（2階）

管理課

各種手続・ご相談については…………… 043-222-9182

住宅及び設備等の修理・引越し(退去)については… 043-222-9711

募集課

住宅のお申込み・入居時の手続については…………… 043-222-9200

県営住宅管理部所在地案内図



“次の事項に注意しましょう”

*県営住宅を大切に使いましょう。

*近所の方に迷惑をかけないようにしましょう。

*火災に気をつけましょう。

*水を階下にこぼさないようにしましょう。

*ガス器具の取扱いに注意しましょう。

*騒音をださないようにしましょう。

千葉県国土整備部都市整備局住宅課
千葉県住宅供給公社
令和元年6月